

6 月 7 日 ( 第 2 号 )

# 令和4年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和4年6月7日（第2号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（一般質問）	
才脇明美	3
永並啓	13
高尾靖子	26
池田忠史	37
永谷幸弘	46
中川敦司	58
散会の宣告	69

## 令和4年豊能町議会6月定例会議会議録（第2号）

年 月 日 令和4年6月7日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	小森 進
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	入江 太志		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和4年6月7日（火）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

開議 午前9時30分

○議長（管野英美子君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して質問を行ってください。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて50分とします。

才脇明美議員を指名いたします。

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

議長に任命していただきましたので、質問をさせていただきます。トップの質問で緊張しています。戸惑うこともあると思いますがお許してください。

まず、教育関連についての質問をさせていただきます。

英語教育の充実を重点目標の一つに上げていますが、具体的にどのような教育を目指しているのか御説明をお願いします。私がこの質問をしたのは、私の子ども3人が3人とも英語が苦手です。物心ついた頃からシャワーのように英語を聞かせておりましたのに、ものの見事にアウトでした。よろしくをお願いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

おはようございます。

お答えいたします。

急速なグローバル化の中で、異文化への

理解や異文化へのコミュニケーションはますます重要になってきます。その際、国際共通語である英語力の向上は不可欠です。本町教育委員会では、令和4年度の教育基本指針の重点目標の一つに、小中学校での外国語教育の充実を掲げています。現在、外国語教育は英語教育を行っています。本町の目指す英語教育でございますが、中学校3年生の卒業段階で、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの四つの技能を指導として、英語を実際に活用する場面を設け、互いの考えや気持ちなどを英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる、そのような力を養うことを目指しています。また、就学前の保育所、幼稚園、認定こども園におきましても英語を主とした外国語に触れる機会を設け、小学校での英語学習でつまづくことのないよう、遊びの生活の中で外国語の学びを広げていこうと考えています。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

グローバル化が急速に進む中で子どもたちの職業的・社会的な環境を考えると、特に英語でのコミュニケーションは様々な場面で必要と想定されます。教師の英語使用割合が高いほど生徒の英語による活動時間の割合も高くなる傾向が見られます。今の学習指導要領では英語を使って考えや気持ちを音声や文字で伝え合うことです。私の中学生のときはリピートアフターミーで自分の考えや気持ちはなかったです。話す相手は誰か、先生か、年上の人か、年下の人か、本物か、アトムファインなのか、ノットファインなのか、必然性、自主的に英語を話すようコミュニケーションの楽しさの意義を教えてほしいと思います。そして先

生は、どんなことを題材にしたら子どもが喜ぶか、子どもを研究し子どもを知り、そして教材研究をしてほしいと思います。

次の質問です。

熱中症予防対策としてマスクの着用時の指導について伺います。

先日、尼崎の女子中学生22人が熱中症で救急搬送されました。600人が体育大会の練習で全員マスクをしていたようです。驚きです。また大阪女学院では保護者も救急搬送されたようです。豊能町ではマスクの着用はどのように指導されてますでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

熱中症予防対策としてマスク着用に関する学校園所の指導でございますが、先日文部科学省におきまして、夏を迎えるに当たり学校生活における児童生徒等のマスク着用について留意事項が示されました。本町ではその留意事項を踏まえ、5月30日付で学校園所へ児童生徒のマスク着用等の基本的な考えなどについて通知をしています。その主な内容ですが、まず引き続き基本的な感染対策を徹底します。基本的な感染対策とは三密回避、距離の確保、マスクの着用、手指衛生、換気であります。その上で小学校や中学生についてでございますが、屋外でマスク着用は不要となる場面としては人との距離が確保できる場合でございます。人との距離は2メートル以上が目安とされています。それと人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合であります。例えば離れて行う運動や屋外で行う教育活動や自然観察等であります。また室内でマスク着用が不要となる場合としては、人との距離が確保でき会話を

ほとんど行わないような場合であります。例えば個人で行う読書、調べ学習などあります。学校生活でマスク着用が不要となる場面としては、屋外の運動場に限らずプール、体育館等含め体育の授業や部活動、登下校の際はマスクの着用は不要としています。次に幼稚園、保育所、認定こども園などの就学前の子どもについてですが、2歳未満の子どもにつきましてはマスクの着用は推奨いたしません。2歳以上の就学前の子どもにつきましては、国の留意事項では他者との距離に関わらずマスク着用を一律には求めないと示されていますが、本町では感染防止の観点から引き続きマスク着用をお願いしています。ただし夏の時期に入りますので身体的距離を保つことができる屋外活動の際にはマスクを外して活動することとしています。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

すみません、2歳未満もマスク着用なんですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

先ほども言いましたが、2歳未満の子どもについてはマスクの着用は推奨いたしておりません。マスクはつけないということを基本としております。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

2歳未満、子どもたちのマスク着用のリスクですが、医学的に問題なのが鼻呼吸が覚えられないということです。鼻腔に免疫機能があり、鼻呼吸で免疫が鍛えられてい

ます。口呼吸になると免疫機能が落ちて発達過程に問題が出てきます。またマスクをすることで口の中には細菌が増え、歯周病やむし歯の原因になりやすいそうです。コロナでは死なないけど熱中症で死亡している子どもたちがおります。命を守るためにも、マスクを外してよいではなく外すべきだと考えております。

以上です。

次の質問です。

ゲーム依存症やSNSの使用で様々な問題提起をされています。香川県ではネット依存症対策条例、2020年3月に議会で可決され、翌月4月から施行されました。インターネットの利用時間とコンピュータゲームのプレイ時間を規制する日本初の条例であります。日本国憲法13条、自己決定権を侵害するおそれがあると全国的に物議を醸し出しました。ネットゲームに依存症対策として18歳未満は平日は60分、休日は90分までとする目安を保護者は遵守させなければならない。またゲーム事業者も県の依存症対策に協力することを定めている。ただし罰則は設けられていないという条例です。豊能町の対策をお聞きします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

香川県では、香川県ネットゲーム依存症対策条例が令和2年4月から施行されています。当該条例は子どもの睡眠時間を確保し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、保護者が子どもと話し合い、ネットゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用時間につきましては、1日当たり60分、学校休業日は90分までを上限とすること、義務教育修了前の子どもは午

後9時まで使用をやめること、このようなルールを目安として作り、子どもに遵守させるよう保護者に努力義務を課していません。大阪府ではそのような条例はございませんが、本町の状況を申し上げますと、令和3年度に本町の小学校5年生と中学校2年生を対象として全国体力・運動能力・運動習慣等の調査を実施しました。その調査の中で平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等の映像の視聴時間が全国平均よりも高い結果が出ております。このことは保護者にもお知らせし、町のホームページでも掲載しているところです。本町では児童生徒の家庭での学習を定着させるため、学校を通じて「学びのススメ」というタイトルのリーフレットを小中学校の保護者に配布しています。その中でスマホやゲームの使用については1日1時間などの家庭でのルールを決めて注意をしていただくことをお願いをしています。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

香川県がゲーム規制に必死になる根本原因は、規制がなければ子どもに注意しづらいということだったそうです。子どもが中2になってから一度も学校に行かない、毎日ゲームを昼夜逆転の生活、注意すると逃避みたいにゲームにはまっている、保護者の多くが幾ら注意してもやめない、どうしたらやめさせられるのかの相談がくる。制限案については、それで子どもが守ってくれるならいいということでした。愛知県の刈谷市や大阪市内旭区でも小中学生対象に午後9時以降はスマホやゲームの利用を禁止しています。このときは学校が決めてくれたほうが子どもに守れと言いやすい、保護者の9割以上が賛成したということです。中学校のアンケートでも勉強に集中できる

ようになったとのことで、中学校のアンケートで勉強に集中できるようになった、睡眠時間が増えた、精神的に楽になったなど全国的に好評だったということです。自治体が規制するということは、学校などがルールを決めて規制してくれたから助かるという保護者が一定数いるのも理由であります。同時に、確かに制限できるのは保護者ですが、問題があったときは学校に問題を持ち込まれやすいことも影響していると考えられます。LINEのやり取りでトラブルや、ゲームのやり過ぎで不登校になります。解決を求められるのは学校や教員です。だからこそ自治体が条例という形で提案せざるを得ないということだと思います。そして制限をしない保護者に対するメッセージという側面もあるということです。東ときわ台小学校の学校日より4月28日発行で、オンラインゲームについて書かれていました。保護者が子どものSNSの内容をチェックすることは人権侵害にもつながりかねます。本来ルールとは子どもを締め付けるためのものではなく守るためのものです。そう考えると家庭におけるルール作りは小学校低学年までに、もしくは持ち始めてすぐに行うことが重要だと学校だよりにあります。今、オンラインゲーム、これオンラインゲームについての学校だよりなんです。オンラインゲームは対戦したり協力プレイするなど相手がいることが依存を促進されるとも言われています。同時にスマホでいつでもどこでも遊べることもコントロールを難しくしています。オンラインゲームの依存性の高さは事実であり、子どもだけでコントロールするのは困難であります。一度自由に使い始めると後から制限をかけるのが難しくなる。使い始め時期に利用時間の約束を決め制限機能なども活用しながら保護者が利用時間のコントロ

ールをする手助けをしてあげてほしいと思います。子どもが実生活や心身に支障が出ない範囲でコントロールしてネットゲームを楽しめるようになることを願います。

次の質問です。

中学生の自転車通学について伺います。中学校では自転車通学の距離は、学校から家まで2キロ以上の距離に限ると記されています。人間の徒歩では時速4キロ、1キロだと15分、2キロだと30分かかります。体力作りを考慮している。では学校の近隣に住む学生には不公平でないかと思えます。事故も考慮している。また自転車通学している生徒がいるのに事故の心配というのは理由にならないと思えます。いかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

国が示している適正な学校の規模の条件では、通学距離は中学校ではおおむね6キロメートル以内、通学時間は徒歩で1時間以内が目安とされています。ただし学校の設置された地域の状況や学校の変遷によっては徒歩では通学が難しい状況も考えられます。そこで設置者である自治体や校長の判断で通学距離に応じて公共交通機関や自転車を利用した通学を認めているところもございます。本町の中学校の自転車通学におきましては、東地区の東能勢中学校では通学途上での交通事故の防止や体力の向上、健康の維持の観点から徒歩通学を基本としています。しかしながら自転車通学に関しては東地区の地理的状況や通学事情等を考慮して、学校から2キロ以上離れている地区を限定し学校において許可している状況でございます。西地区の吉川中学校につき

ましては現在の場所に移ってからは徒歩通学のみであり、自転車通学をしていない状況でございます。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

私たちの子育ての時代とは違ってきています。今の大半の母親は仕事を持っています。おじいちゃん、おばあちゃんも仕事を持っています。学校ごとで決められているということで、これまでとは環境が変わり、御承知のとおり生徒の減少、一緒に帰る生徒がいない。去年の夏、鼻血を出して帰宅している中学3年生を様子がおかしいと通りがかった地元の人が助けています。能勢のささゆり園では自転車通学は全員対象だそうです。距離の制限なし、能勢ならではの通学をしている。なおかつ規定も少しずつ時代に沿って変えていっているということです。気候も時代も変わってきています。豊能の中学も少しずつ変えていかれてはどうでしょうか。もうすぐ夏休みに入り部活動もあります。イレギュラーな時間帯の登下校にもなります。親は迎えに行けません。夏は熱中症防止の観点、冬場は日が暮れるのが早く治安の問題から、距離は関係なく自転車通学の許可を求めます。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

自転車通学の距離に関してなんですが、本町は東地区では2キロ以上離れている地区を限定して許可している状況でございます。この2キロでございますが、ネットで検索をしても2キロとか、例えば1.5キロとかいう場合もございます。なので一定のやはり徒歩通学というのはやはり基本とする

というのは基本原則だと思います。あとその2キロがほかの団体と比較して厳しい基準かと言えそうではないと認識はしております。ただ、やはり事故、特に自転車の事故等は非常に懸念されることも多いと思われるので、現状の基準でいくことについては、今、教育委員会としては妥当であると、そんなに厳しい基準とは思ってはならないということでございます。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

夏の30分、40分歩くのは大変つらいと思いませんか。この保護者は教育委員会にも、大阪府の教育委員会にも訴えたそうです。そうしたらこれは考慮すべき問題だとおっしゃったそうです。そして学校にも言いましたし、豊能の教育委員会にも言いましたが何の返事もないということで訴えられております。どうかもう一度考えていただきたいと思います。もう夏休みに入ります。よろしく願いしたいんですが、どうぞ。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

個々の状況につきましては学校と保護者の間での話し合い等もあるとは思いますがここで状況は詳しく把握しておりませんので、それは一度学校に確認して、議員のおっしゃるようなことも踏まえてお伝えはしていきたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

よろしく願いいたします。

次の質問です。

障害のある子どもの自立支援についてお

伺います。子育てに不安や悩みを抱える保護者の方々の就学相談、教育相談は充実していますでしょうか。御説明願います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

支援の必要な子どもに対する本町の対応につきましては、就学前の乳幼児期からの子育て支援として、保健福祉センターの保健師や子育て支援センターすきっぷの保育士などが連携を図り育児相談を行っています。また保育所、幼稚園、認定こども園では保育士や幼稚園教諭、支援保育士等が保育補助として関わり対応しています。小中学校では支援担当教諭以外に支援員が授業や学校生活において介助支援的役割を担っています。その他、保護者からの相談などにつきましては、子育て世代包括支援センターにおきまして子どもに関わる相談業務を行っています。また教育委員会事務局や各公民館におきましても、元校長が教育相談員となり就学相談や教育相談を行っており、相談内容によっては関係機関につなぎ相談者の課題解決に導いています。

○議長（管野英美子君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

当該従事者には高い専門性が求められています。特に就学や進学等の子どもの所属機関が変わる際の問題は、切れ目のない支援の充実が求められています。今、小学校の子どもがこの小学校の友達と離れたくないという申し出も、この中学では予算も人員もないから1日1時間ぐらいなら個別に対応できるが、ほとんどの時間はぼーっとしか過ごせないけどそれでよければ来てくださいと言われた保護者の気持ちはどの

ようなものだったでしょうか。この教育基本方針、3年度も4年度も見ましたが同じこと書いてありますね。障害のある子どもの自立支援、「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進、障害の有無に関わらずすべての幼児・児童・生徒が地域社会で豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校園において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。インクルーシブ教育についての理解を深めるとともに、一人ひとりの状況に応じた目標設定と指導に基づく評価を適性にするという目標がここに書かれています。現場ではなおざりにされてませんか。能勢町では巡回指導員として月に1回、作業療法、理学療法、言語療法の観点から子どもの才能を引き出すことを考えていると聞きました。豊能町の誰一人残さないインクルーシブ教育を児童生徒一人ひとり寄り添った支援体制を構築していくようにお願いします。教育長、何かお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

おはようございます。教育長森田のほうから答弁させていただきます。

本町の小中学校におきまして支援の必要な児童生徒は、令和元年度は在籍児童生徒数の8.6%でしたが、令和4年度は11.5%と増えております。また支援学級に入級していない児童生徒の中にも支援の必要な児童生徒が約6%あるとされております。議員御指摘の障害のある児童生徒の自立支援についての就学相談、教育相談について部長のほうからも御答弁させていただきましたが、保護者の方が一番悩まれるの

は小学校から中学校への進学時、友達とともに地元の中学校に進学するか友達と離れ支援学校へ進学するか、中学校も支援学校もそのお子さんにとって支援できること、これを説明し、最終的には保護者の方の判断をいただくということになります。将来そのお子さんが自立した生活を過ごすためにはどのような方法、選択がいいのか、大変難しい判断になりますが、中学校も支援担当者だけでなく支援コーディネーター、管理職、また事務局の担当指導主事やお子さんの障害に応じて、先ほどございました言語療法士などの助言も受けられるよう、今後とも丁寧な説明、丁寧な支援に努めてまいりたいというように思います。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

すみません。ちょっと交通の問題に飛んでいいでしょうか。

交通について。東地区の交通の利便性が悪く、多くの住民が困っています。特に旧村地区は致命的な打撃を受けております。牧から池田方面、朝は5時54分、次は8時32分、あとは11時台、15時台の1日4便です。そして阪急茨木から余野までの便は1日3便、よって通学通勤の時間帯に余野までのバスは全くありません。また東地区の牧、寺田、野間口、高山、川尻、木代の住民は余野までの公共交通は利用できない状態です。家族がいなかったら移動ができないのです。では余野まで自転車や単車で行こうとしても駐輪場がない。余野から池田まで9時から2時までの2時間に1本です。池田行きばかりではありません。千里中央、阪急茨木、JR茨木駅が東地区の住民にとって最寄りの駅なのです。豊能町は今後の交通をどのように考えているのか教えてください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

おはようございます。

地域公共交通による移動は地域住民の暮らしと産業を支えるほか、活力のある地域の振興を図る上で欠かせない存在になっております。人口減少や高齢化の免許返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保維持するための公的負担の増加等により公共交通の維持は容易ではなくなってきております。公共交通の維持確保は交通分野での課題解決にとどまらず、観光振興、福祉、教育、まちづくり等の様々な分野で大きな効果をもたらすことから、住民の利便性の向上を念頭に置いた最適な交通網の検討が必要であると考えております。7月1日から社会実験といたしましてデマンドタクシーの充実というのをスタートします。このデマンドタクシーの充実によって移動がしやすくなっていくのではないかとということで実証の実験をしてまいりますので、今後はこのような検討を重ねながら交通計画のほうを作り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

現在住民が困っています。このような交通空白を埋めるために、減便を賄うために無償運送をしてはいかがでしょうか。まずはガソリン代、駐車場代だけもらえる無償運送です。陸運局に連絡をとっていろいろ聞いてみました。無償運送だったら道路交通法の許可登録は不要だそうです。その運転手と車は公募をかける、ボランティアでやってくれる人を探す、助け合い交通です。交通空白を埋めるために豊能町ならではの、

田舎ならではの交通をお願いしたいです。お金のない豊能町です。もう皆さん分かっております。ボランティアは必ず集まります。すぐにでも足の確保を考えなくてはならない。何度も言います。助け合い交通を実施してみてもいいかでしょう。それから次の段階へ進んでみてはどうでしょう。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

今後の交通施策につきましては、令和4年度から10年間の計画期間とする総合まちづくり計画の策定に合わせ、社会的情勢の変化、交通課題への対応とともに将来のまちづくりの方向を見据えた交通体系を構築し、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため総合まちづくり計画と一体的な地域公共交通計画の策定を見据え、交通事業者や地域の関係者との関係を進めてまいります。交通の側面から考えますと今のような回答にはなるんですけれども、今の御質問にありますようなコミュニティですとかそういうものを活用した移動を考えていく、これはまちづくりの中ではコミュニティですとか福祉的な観点からも検討していかないといけないということになりますので、交通の問題というふうには捉えずに、まちづくりの観点からこちらについては連携をして進めていかなければならないと、このように思っております。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

陸運局も協力すると言ってはありますのでどうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナワクチン接種についてです。

新型コロナ感染症の感染予防や重症化予防

の大切な役割を担う新型コロナワクチンですが、接種後の健康被害、副反応、重症などの後遺症が報告されています。豊能町での現状と対応をお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの副反応につきましては、国においても副反応の疑いとして様々な症例の報告と専門家による評価がなされ、各種の審議会等を経て情報の公開がされております。特に健康被害等につきましては予防接種法に基づく国の予防接種健康被害救済制度が設けられており、新型コロナウイルスワクチンの接種についてもその対象となっているところでございます。本町におきましても予防接種による健康被害について適正な対応を行うため、豊能町予防接種健康被害調査委員会が設置されております。これは御本人様より提出されました資料を基に本委員会にて調査し、その後大阪府を經由し最終厚生労働省にて予防接種による健康被害の発生に際し医療的見地から予防接種と健康被害との因果関係を認定された場合、必要な医療費等の給付などの救済が行われるものでございます。なお新型コロナウイルスワクチン接種にかかります接種後の本町の現状でございます。先ほど触れました豊能町予防接種健康被害調査委員会におきまして請求の申請がございましたものは現在1件でございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

ありがとうございます。

今年3月から後遺症で帯状疱疹やリウマ

チの後遺症が増えていると聞いております。特に女性が多いと聞いています。かなりきつい後遺症で悩んでいる方がおられると思います。迅速な対応どうもありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願ひします。

そして5歳から11歳へのワクチン接種ですが、今、豊能町では7%くらいですかね。接種を迷っている保護者も多いと聞きます。メリット、デメリットはもちろんのこと、正しい情報をできるだけ発信し、丁寧かつ慎重な対応を求めますが。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

現在本町では5歳から11歳の小児用ワクチンの接種につきましては、接種後の緊急的な副反応等に対応し、安心・安全な接種を目指すために池田市及び池田市医師会に御協力いただきまして、市立池田病院に近接いたします休日急病診療所及び池田市の保健福祉総合センターにて集団接種を実施させていただいております。なお接種についてはあくまでも任意接種でございまして、予防の効果や副反応などについての情報提供を保護者並びにお子様へも行い、十分に御理解をいただいた上で接種するかどうかの御判断をお願いしているところでございます。現在行っておりますワクチンの接種の効果や副反応などについての情報提供についてでございますが、接種券にワクチンについての説明書並びに国が発行いたしますパンフレット等を同封し送付させていただいております。また、町のホームページに厚生労働省のQ&Aや保護者の皆様が判断する際に必要な情報をホームページのリンク等により提供しておりますが、今後も

必要に応じまして情報提供に努めてまいりたいと考えております。なお5月27日時点の接種率でございます。643名の方に対して1回目接種終了されている方57名、接種率については9%でございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才脇明美君）

正しい情報をお願いいたします。

次に農業について質問させていただきます。

3月の一般質問で新規就農者の現状について質問しましたが、その後の進捗状況を教えてください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それではお答えいたします。

3月の一般質問の中でとよの就農支援塾については平成29年度から令和2年度末までの4年間で32名の方が塾を卒業いたしまして、そのうち14名の方が町内で就農するに至っているということをお報告いたしております。議員御質問のその後の進捗ということですが、昨年度、令和3年度ですが、この3月に卒業された方、塾を卒業された方は5期生になりますけれども13名おられますので、合計45名の方が塾を卒業されたということになります。また新規就農についてですが、現時点では3月に報告した14名の方のまま、現状は14名のみですけれども、現在3期生で1名、5期生で4名の方が新規就農に向け町内の農地の利用権設定等で今現在調整しているところです。

○議長（管野英美子君）

才脇明美議員。

○2番（才協明美君）

何度も聞いているかも分からないのですが、この5名の方はどちらに住んでおられる方でしたっけ。そしてこの方たちの農地や、農地が欲しいと言われてたり、こちらに住みたい、移住されたいって言われましたら居住地は確保できているのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

二つ御質問あったと思います。どこかという、どこの方が多いかというお話だったと思うんですけど、ちょっと今手元にないんですが、豊能町近辺、周辺の池田、箕面、吹田、その辺り、周辺ですね。1時間もかからないところから就農のために来られているというところがございます。それからその住居の件についての御質問だったと思いますけども、それにつきましては移住などの住居に関する相談については住まいの相談窓口、空き家バンクというものがありまして、その中であるNPO法人豊能町ふるさとおこし協議会が現在運営しているというところがございます。

○議長（管野英美子君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

居住先も一緒に紹介はできないんですか。また別の枠であっせんせなあかんのですかね。取りまとめてはできないんですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

現在農林商工課のほうでは農地の確保に関して地権者と、まず貸せれるかどうか、そういう調整、それから条件面、場所とか

面積とか費用等の調整を今現在させていただいております。ちょっとごめんなさい。縦割りで、横割りというかあれで申し訳ないんですが、そういう移住希望者の相談とか所有者と利用者とのマッチング、空き家のマッチング、それからその空き家の利活用とか維持管理、そういったものについては現在はNPO法人豊能町ふるさと協議会が運営しているというところがございます。

○議長（管野英美子君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

すみません。時間がないので次に進みます。

志野の里の件なんですけど、志野の里は唯一豊能の直売所です。地産地消で西の住民にも豊能の野菜を食べてほしいと思っておられる方が多いです。しかし西の住民は志野の里のこの存在を知らない方も多いうです。東西に分かれておりますから。先日、光風台からバスに乗ってこられた方が、ペチュニアの苗が欲しいけど持って帰られへんとおっしゃってました。おばあさんでした。志野の里の営業は土日火木です。月水金は西地区の吉川支所前とかシートス前とかで販売をする取組を考えてみてはどうでしょうか。豊能町の安心・安全な農作物をまず豊能町の住民に食べてもらえることを取り組んでいただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

令和4年の3月に策定した豊能町総合まちづくり計画の中で、現在議員御質問の志野の里についてなんですけど、規模も小さく農産物を陳列するスペースも少ないといっ

た課題がありまして、またその規模を拡大するには農産物の供給量も増やしていかないといけないといった課題があるという状況で、そういった中、その総合まちづくり計画の10年後、令和13年度の目標になるんですけども、新規就農者の増加の取組を進めながら、生産量を高めていながら、専門家企業と連携しながら、ネット販売とか移動販売、そういった販路拡大も視野に入れ、広く豊能町の農産物を流通拡大していくように取組を進めていくといった形で取り組んでいこうということで考えておりますので、もうしばらくお待ちいただけたらと思います。

○議長（管野英美子君）

才協明美議員。

○2番（才協明美君）

13年後のことは結構ですので、今この夏のことを考えてるぐらいですので、この夏野菜のことを考えてるぐらいですので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

以上で、才協明美議員の一般質問を終わります。

ここで議場換気のため、暫時休憩いたします。再開は午前10時30分といたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永並啓議員を指名いたします。

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

8番・永並啓です。

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

前回、「おでかけくん」の利用拡大のところで終わってますので、続きをさせてい

ただきたいんですけど、この交通問題というものは、「おでかけくん」は福祉部門でありますし、一般の交通だと建設、もしスクールバス等であれば教育委員会であったり、避難の際、何かあったときの災害の避難のことを考えるとやはり総務が関係してくる。要は全ての部署が全部関係することなんです。でもそこら辺が今、豊能町の中で、やはり先ほどの答弁を聞いていても、何か縦割りの感が否めない。空き家のことに関しても、それはこっちですとか。やはりそれを、豊能町のようなちっちゃい町なんだから、それを越えて、やはり豊能町一体となって施策を考えていかないと、なかなかこれからの財政難という状況の中で、いかに少ない資源を活用していくのかということが非常に重要になると思ってるんですが、そこが一番足りないところかなというふうに、課題の一つかなと思ってますので、もっと横断的に、部署の連携をして事業を考えていただけたらなど。一応、「おでかけくん」の利用拡大ということも聞いてんですけども、通告には防災のことも入ってますし、いろいろな、ほかの分野にも絡むということで、やはり通告の順番とはちょっと前後することがあるかもしれませんが、そこは御容赦いただけたらなと思います。

まず、前回の続きの「おでかけくん」の利用拡大なんですけども、実際まず、利用券の枚数がやはりまだまだ足りないのではないかと。利用したい人がいるのであれば、もうちょっと利用の枚数を増やすとか、それとか、今、介護認定を受けてる方しかいけれないですけど、その認定を外して普通の高齢者であったり、これから介護認定を受けてなくても足が、交通の便がないという高齢者も増えてくると思うので、やはりそこら辺の利用拡大、台数を増やしての利用拡大とか、そういった等も考えられる

と思いますけど、今現状でのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

議員おっしゃっていただいておりますとおり、この交通問題といいますのは、我々福祉部門、これは主になるかなと思うんですが、いろいろなことと横断的にやっていかなあかんというふうには考えています。まず一つ目御質問いただきました「おでかけくん」の件でございます。既に御存じかもしれませんが、私ども、高齢者等外出支援事業といたしまして、外出困難な高齢者、または身体障害をお持ちの方に対しまして、介護の予防でありますとか健康作り、生きがい作りを推進する観点から外出支援、閉じこもりがちな高齢者等の生活圏の拡大を図ることを目的といたしまして、平成15年の10月より事業を展開してきております。現在御利用していただいております利用回数、先ほど議員おっしゃっていただきましたけれども、1月当たり4回としておりまして、1回当たり200円、年間48回分を御負担していただきまして、利用券の交付をさせていただいております。参考に運行実績の件でございますけれども、令和3年度につきましては、登録人数323人に対しまして運行回数3,296回。1人当たりにいたしまして約10.2回。令和2年度登録人数291人に対しまして運行回数2,109回、1人当たり7.2回の状況になってございます。現在のところ数字上の利用状況だけ見てみますと、利用枚数や台数を増やすことは実際考えておりませんが、今後も、現在運行业務をお願いしておりますNPO法人さんからも引き続き現状のお話をお聞きしまして、今後も検討

いたすとともに、先ほど御指摘いただきました町の交通施策としての在り方も含め、交通施策担当課とも協議をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

当面この状態でいくのかというところなんですけど、やはり豊能町、高齢化が深刻であります。やはり免許の返納ということを実際に考えていけない。日本全国、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いにより悲惨な事故というのは起きているわけですね。やはりそういったことを考えると、どのように返納率を増やしていくのか。警察のほうでは、議会も協力してチラシを出したりしてはいますが、その中でも返納を進めましょうということを警察も言っています。ただ、豊能町の場合はその返納した後の代替手段がやはり乏しいということから返納にブレーキがかかるという方が多いというのも現実であります。今、返納を進めるということを考えると、やはりほかの、代替手段の交通網というのは非常に必要になるんですね。それをスマートシティのほうでもいろいろ計画をしているようですが、やはりそれは、今回の補助金見ても6億円か何ぼのうちのほとんど全てがパソコンの前の仕事なんですよね。やはり環境整備というものを先に重点的にしていかないと、環境があつての使いやすさという大原則を、ちょっと今、忘れておられるのかなというような感じがするんです。今ある環境の中で便利なものをして、使える、動ける台数がほとんどないんだから増えようがないんです。やはりITのすごいところは多くの人から少しずつ協力してもらおう。アプリとかの莫大な利益を稼

いでいるところでも、一人一人の負担って  
わずかなんですよね。ユーチューブでもそ  
うです。1回動画を見たって零点何円とか、  
そういうもんなんです。それが登録者が多  
いと何億っていうふうに稼ぐ人もいる。そ  
れはどの事業に、自治体にそれをもってき  
たとしても同じなんです。実際に多くのも  
のから多くの台数があって、それを少しず  
つ便利にしていくってような考えを持  
たないと、やはり今、環境の整備という  
ことがまずは大前提だと思うので、そのと  
こをどう考えてるのか、これは小森部長じ  
ゃないよね。もし、町長が交通問題とい  
うものを今後どう考えているのか、もしあ  
ればお聞かせいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

永並議員のほうから御指摘いただきました。スマートシティも含めて、住民の利便性というのは一番重要なことであって、そのものをいわゆる横ぐしを通してという、地域の課題というもの自身は、今現在の縦割りでは十分できないというところがございます。深掘りはできても横ぐしがとれないというところで、今、スマートシティの中で住民の課題解決のためにいろいろ議論をし、横ぐしが通せるようになってきたというように思っております。交通に関しても、私たちの課題解決の中では地域的なもの、それから高齢であるということも含めて、それらの解決について総合的に取り組まないといけないと思っております。特に高齢の方々の移動手段というのは非常に重要なものだと思っておりますので、それらについて取り組んでると。その中では行政のサービスだけではなくて民間のサービスも含めて、それをいかにシームレスにつな

いでいくかということが本当に重要だと思  
っております。行政だけで負担、財政負担  
をできるものではありませんので、そして  
住民のニーズというもの自身がデータ連携  
の中で出てくる、それらのニーズを的確に  
とれるものとして、今現在スーパーシティ  
のスマートシティの中で取り組んでいると  
ころでございます。いろいろなアイデアも  
含めて、民間がサービスを行う内容もつい  
て、それから住民の皆さんのボランティア、  
そういう方々も含めた状態のものがござい  
ますので、それらをしっかりとマッチング  
をしていきたいというように考えておりま  
す。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

それは多分どこの自治体でも同じなん  
ですよ。今言われたことは。そこにじゃあ豊  
能町独自の、豊能町の地域に合った具体策  
というものがこれまでずっと見えてこない。  
そこで一個提案するのが、そこで懸念され  
ることが、例えば今、阪急バスに年間3,000  
万円の赤字補填という形で運営してもらっ  
てますね。運行してもらってますね。じゃ  
あこれが3,000万円だったら負担しますと、  
じゃあこれが5,000万円、6,000万円、1億  
円、そうなっても阪急バスにお願いします  
かというところをやはり戦略上は考えてお  
かないといけない。これが幾らまでになっ  
たらもう阪急バスはしょうがない、民間企  
業だから利益を出さないといけないから撤  
退ですよってという判断があっても、その  
ときにじゃあ豊能町では自分たちでどうい  
うふうに回していくんだということを考え  
ておかないといけないとは思いますが、  
そこら辺の戦略というものは何かございま  
すか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼いたします。

7月から実施します交通社会実験につきましては、阪急バスの豊能西線を乗り継ぎなしで千里中央へ直通する便を増やすことや、リレー便の代替えとしてデマンドタクシーのコースを増やすことなどで利便性を図ることを目的としています。それから今年度実証実験であるものの一つとしてAIオンデマンド交通というものを実験的にやりますが、これにつきましては現在、空気を乗せた、人があまり乗らないバスを定時定路線で走らせる、この形から、定時定路線ではありませんけれどもこれを予約を取りながら走らせることができないかというようなAIオンデマンド交通に向けた検討を始めてまいります。本社会実験について本格運行へ移行する判断のために最大2年間の実験運行を実施し、収支率などが一定の基準を上回ると本格運行へと移行していくということを検討していくことにしています。

（発言する者あり）

○まちづくり調整監（松本真由美君）

本実験については実証実験を行い検証していくものですが、阪急バスとの取組についてはトリガー方式を用いております。

（発言する者あり）

○議長（管野英美子君）

暫時休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今現在進めているところですが、永並議員のほうからの御質問に対しましては、その危機管理、民間が撤退したときにどう考えるのか、それから我々の公的資金をどれだけ追加をしてそれを維持するためのポイントといいますか、そういうところだと思いますけど、今現在その数字的な内容は答えられませんけれども、行政、我々の財政規模から考えたときにそれらをならないような形で、民間の方々それから地域の主体者になる方々と進めていくというところで進めておりますので、リスクのところ、両方が撤退をしたときまたはそれらが担えないときというのはどうあるべきかというのは常々議論をしているところでございます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

町長から答弁もらうとすごく抽象的になるんです。そこの具体策を数字を聞いてるんですよ。実際に幾らになったらとかそういうのが、今の時点ではこれくらいだけそれが増えてったときでもやはり考えるのかということ、やはり別途、民間企業入れない中での交通網というものは常に用意しておかないといけない。それが撤退しやすくなったときにさあどうしようって慌てたら大した計画できませんよ。それを事前にちょっとずつ準備をしとく、今年度はこういうところを進めてということを考えていくというのが非常に重要だと思います。それで私が提案したいのは自治会のカーシェアリングというものです。昨今、自治会の組織率というのはどんどん悪くなるわけですよ。自治会に入るメリットというものを皆さん感じておられない。だからちょっと役が当たったらしんどいから

やめるって言う方がおられる。多い。でも今後の高齢化、特に災害が起こったとき、そういうのを考えると、やはり自治会というか横のつながりってというのは、地域でつながっておくことは非常に重要だと思ってるんですね。そういった一つの、自治会に入るとこんなことができるよってというメリットの一つとして移動手段の確保、自治会を全体、一つのマンションみたいな感じとして一つの1台の車を与える。そして運用などは自治会の地域で任せる。こういったことをマンションではやってるんですよ。一つのマンションに住んでる人だったらいつでも自由に使ってくださいみたいな取組はもうあるわけですね。そういったことをしてはどうかということなんですけど、それについてはどうお考えですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

車をシェアして支え合う仕組みを地域で作るコミュニティカーシェアリングがございます。これは地域コミュニティが運営し支え合う地域づくりを目的としながら柔軟に車を活用します。利用のルールを決めた上で車の維持費や燃料代などの経費を会員が利用頻度に応じて平等に分担し、ルールを決めて積立てを行い、年1回の総会の時期に精算を行うという運用方法がよくとられております。そのルールを作成したり利用状況を報告したりする場、これを気軽に集まって話し合う場にするによりまして、よりコミュニティの活性化につながる事例もある。特に自治会なんかではそういった活性化につながる事例もあるようで全国に広がっております。自治会によるコミュニティカーシェアリングにつきましては、

公共交通を補完するという意味で移動手段解決方法の一つになるとともに、コミュニティの活性化にもつながるという方法で有効であると考えております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

するの。するのってなるよ、今の。有効ですよ。有効だったらそれを、やはり自治会はあくまでも多くが1年交代で代わる人たちがやってるんで、なかなか長期的に考えるってということが難しいんですよ。やはりそういったものは事例があったら町がこういう旗振りをして、そういうのを導入していくっていうサポートを積極的に行っていたらいいと思うんですが、お聞かせいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

コミュニティカーシェアリングにつきましては、例えば一般社団法人日本カーシェアリング協会という協会がございまして、こういったコミュニティカーシェアリングを推進している団体でございます。こういうところが導入サポートプログラムという、いわゆる最初どうやって開始してどのように運営を進めていくかという、そういう研修とございますか、そういう広報活動も行ってございます。そういった方法を、例えば自治会のほうに周知いたしまして、そういうことについて自治会に対して啓発を行い進めていくということも重要なことであると思います。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

ぜひともそれは、直近の交通問題を解決

するかもしれない一つのプランだと思います。交通問題なんて何が正解ってないんですよ。いろいろなことをしていかないと分からない。一つのことに絞るってすごい危険なんですよね。これができたらうまくいったらいいけども失敗したらやめますじゃ駄目なんです。いろいろな交通網のサポートというものが必要になると思うので、その周知というものはぜひとも自治会総会とかいろいろな場で自治会の方に情報提供していただきたい。それで一応そういった形で一時的な、直近それはすぐできることですから、そういった交通網のサポートというものを充実させていただきたいと思います。

次に防災のことをお伺いしたいと思うんですが、まず防災無線のエリア調査、前回12月に聞いたんですけども、やはり聞こえないというところも数多くある。晴れてても聞こえないというケースも出てくるわけですね。この防災無線に関しては塩川さんが自治会長のときにいろいろ働きかけて、一応私も話させていただいたときに、雨のときでも今のは性能がいいから大分聞こえるというようなことも言われてたんですよ。塩川町長がイメージしてた防災無線の在り方と今の現状の防災無線、この状況で、改善なく、この状況を続けていいのかどうか率直なお考えをまずお聞かせいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

お答えいたします。

今の状況というところでいくと、やっぱり聞こえないというところはあるというのが事実でございます。ただ、性能的にも当時のものから比べると非常に性能が上がっ

てるというところで、その中での内容のものを採用したということだと思っております。ただ、やはりこの豊能町の中の地形、その中でその地形から反射するもの、雲の在り方による反射、そういうものによって状況が違うというのもだんだんと分かってまいりました。ただ、防災行政無線もつけるというものは住民に対して安全確保をするための情報提供ということで、これも一つの情報だと思っております。当時の地域防災計画もテレビそれからいわゆるSNSも含めたあらゆる手段をとるべきであるということの一つ、その27年のときにはこの豊能町はなかったということで、その一つのを国の交付金がある段階でやるべきではないかということで、私も自治会長の方々に呼びかけさせていただいて、お願いをさせていただいたというところでございます。今、永並議員がおっしゃられるように、今の状況で満足してるかというところではありませんけれども、その聞こえない地域、そこに対して今までも音量を上げたり、それから指向性の部分ですけれども、周波数特性を変えたり、そういうような取組をしておりますけれども、まだ聞こえないという状況のところがあるのは承知してます。そこに戸別受信機を配付をしながら、クロスさせながら、オーバーラップさせながら情報提供するというのが必要だと思っておりますので、今後もその内容を続けていきたいというように思っております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

それでも最近、やはり聞こえないところっていうものを調べないといけないと思いますよ。雨のときに聞こえないのか、晴れてても聞こえないのか。外にいたらよく聞こえますよ。でもそれが使われるときって

いったら大雨で、大体の人は窓開けてないときですよ。台風とか大雨とかそういうときに聞こえないとこというものを冷静に個々に歩いて確認をして、自治会の協力を得たらいいと思いますよ。それで聞こえないところには戸別受信機を配付するとか。要するに等しく情報を提供できる、受け取れるような体制をとっておかないといけない。防災無線はあくまでも町長言われるように一つの手段です。それに頼るわけではありません。でもそれ以外にも、じゃあそれが届かない人にはじゃあどうするんですかという対応をとるためには常に調査をして、こういった状況やったらこの人は聞こえないよね、高齢化しているからスマホも使えないからちょっと聞こえないよねというところをどんどん広げていかないといけない。少しずつでも戸別受信機っていうものを増やしていくということが必要だと思いますが、それはいかがですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

戸別受信機につきましては台数に限りがあるために、現在のところは優先して必要と考えております避難行動要支援者であるとか土砂災害の危険区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーン、特にイエローゾーンにつきましては今年度から範囲を拡大してお配りしているところでございます。防災無線がどこからどこまで聞こえる、どこからどこまで聞こえないというのは、例えば当日の天候、これも晴れているときもありますし先ほどおっしゃったように雨の日もあります。それとかスピーカーの距離、障害物の有無などによって左右されます。どこからどこまでが本当に聞こえて聞こえないかという把握は非常に難しい問題

となっております。防災無線の配付につきましては費用対効果の面も含めまして検討する必要があると思いますが、現在のところはこの土砂災害のイエローゾーン及びレッドゾーン、避難行動要支援者という形で配付のほうを考えたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

情報を等しく届けるというのは行政の基本的なところだと思ってます。やはりその部分というのは、今は予算の関係もありますから少しずつっていうのは分かるんですけど、片や一方でスマートシティの取組を行ってますよね。それもどうしても聞いて引かかるのは常にスマホありきなんですよ。それを持ってる人は便利にどんどん生活できると。片や一方で高齢化が深刻ですって常に豊能町言うんです。高齢化深刻な人ってそういうのに対応できない人多いんですよ。携帯の電波もauが今年度でやめてソフトバンクが来年度、ドコモが再来年度ぐらいには3Gのガラケーが使えなくなるわけですね。そしたら全員がスマホにそこで切り替えるかといったらそこがすごい分からない。もしかしたら切り替えずに持たないという人も出てくるかもしれない。そういったときに逆にスマートシティっていうようなことでスマホありきの取組というものを言われても、何かそこがマッチングしないんですよ。若い人とか使える人はいろいろな手段で活用しますよ。でも行政がやらなければいけないのは全住民に対して等しく情報を与える、等しくサービスを提供するというのが、どうしてもそこら辺が欠けてるように思えるので、やはりそういった、僕は豊能町ぐらいの規模だったらタブレット持たない人に対しては戸別受信機もしくはタブレットで

もいいと思うんですけど、そういったのを安価で提供するとか、持ってもらうということの取組が必要だと思いますよ。やはりそういった全住民が持った中でスマートシティというものを目指すなら分かるんですけど、今持ってない人のことが本当にほったらかしにされてるような感じがするんで、そういった取組を考えることはできないかちょっとお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

避難情報などの重要な災害情報につきましてはこの防災無線だけではなく、例えばたんぼぼメール、これは先ほども3Gが終わる等々の話もありましたが、あとこの防災無線の内容につきましては専用ダイヤルで内容を確認することも可能でございます。それとともに今、防災、こういう形で必要になっていることはやはり地域のコミュニティ、先ほども話がありましたけれども、何かあったときにやっぱり御近所の助け合いというのがやはり、いわゆる情報が得られない人にとっては一番有用な手段であると考えております。今後防災訓練等々も含めまして近隣のそういうコミュニティづくりに寄与する形で防災対策についても進めてまいりたいと考えております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

やはりそこもまちづくりなんですよ。やはり一つの部署だけでやると、例えば戸別受信機だけ考えると防災のときしか使いませんよね。でもそれがタブレットだといろいろな、福祉的なものからそのスマートシティにも使えたり防災にも使えたりとか横に広がっていくわけですよ。そこは戸別

受信機もそれはいいですけども、タブレットを使って情報を日夜発信していくとか、そういったことも取組としては一つとして重要なと思うので、やはり横断的に事業に取り組んでいただきたいと思います。それで、今、部長から言われた防災訓練ということが出ましたんで一応確認させていただきますけど、平成31年度から避難所の開設訓練というものを毎年行ってきたわけなんですけど、昨年度は行われませんでした。やはりこういった住民の皆さんと一緒に、行政と一緒に避難所の開設の訓練をするということは非常に重要だと思うんですが、これから今年度どうするのか、なぜ昨年度開催されなかったのかお聞かせいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

昨年度、令和3年度につきましてはこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、4月から緊急事態宣言もしくは蔓延防止措置等期間、重点期間の期間であったこともあり、10月からは緊急事態宣言が解除されたもののまだまだリバウンドによる感染拡大の可能性があったため、令和3年度につきましては中止させていただいております。今年度につきましては現在のところは新型コロナウイルス感染症の感染もゼロではありませんが、一段落してちょっと落ち着いてきているというところもあり、感染拡大の状況にもございますが避難所の開設訓練というのは自治会、自主防災組織等が自主的に運営できるようにふだんから備える訓練であるため、今年度については実施できるように考えていきたいと考えております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

昨年度は行われてないんですけど一昨年はしてるんですよ。コロナ初年度ですよ。そのときはどういう訓練をしたかっていうと、今までは体育館の中でただ線を引いてここに、あなたたちはここでちょっと寝てくださいと言ったものが、コロナの感染症の影響があるということで、コロナ禍の中ではテントを張って訓練してるんですね。簡易テントを住民の皆さんで張って、体育館の中にどれくらい張れるのか。そこに段ボールベッドを作ったりとか、そういったコロナ禍の中での訓練というものがあるわけですよ。やはりだからそういったものは、災害というものはいつ起こるか分からないわけですから、そういった訓練というものを常時行っておかないと、やはり急にコロナ禍だから緊急事態宣言が出てからそういったことは何もしません、でも災害起こりました、どうしますか。慌てふためくだけじゃ意味ないですよ。やはりそういう訓練というものはそういうコロナの感染症が出てくるのであればそういったことに配慮しながらでも運営していかないといけないじゃないですか。もしコロナ以外の災害が起こったときにコロナ以外の感染症が流行しているかもしれないわけですよ。そういったことから考えると避難所の開設訓練などはそういったことに配慮しながらでも毎年一度は必ずやっていく必要があると思いますけど、再度答弁をお願いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

新型コロナウイルス感染症につきましては今後もしばらくこのような状況で感染が

ゼロになるということはなかなかないというふうに考えております。そんな中で永並議員がおっしゃったとおり、その感染症に対応するという形での避難訓練のやり方というのも重要であるというところについては、確かにそのような考えも正しいと思っております。ただ、新型コロナウイルス感染症につきましては人によって様々な考え方がございます。御高齢の方で例えば御自身が感染されると非常に健康状態についても非常に御不安にされる方もいらっしゃいます。そういった方々につきましてはやはりその訓練というのは、例えば参加、自治会の役員になっておられたらその方も参加しなければならないというのは非常に難しいと考えていらっしゃる方もいるかもしれません。そういったところも含めまして確かにこの避難訓練の重要性というのは認識しておるんですけども、感染状況の拡大等々を町の中で総合的に考えた上で今年度のほうも実施していきたいと考えております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

災害はいつ起こるか分からないので、高齢の方で健康状態が不安であるという方は参加されなかったらいいし、そういうときはそういう方に無理に参加しろとはならないですよ。やはり健康でということの方を対象にしてもいいと思うので、それに大人数でするわけじゃないじゃないですか。住民の参加っていったって10人前後なので、やはりそういった訓練というものを多くの方に経験していただけてもらうことが重要だと思うので、ぜひとも毎年継続して行えるような形を取り組んでいただけたらと思います。

次の情報発信についてですね。防災のこ

ともそうなんですけど、ちょっとこれは細かいところであるんですけども、ホームページ開いたときに更新日が分からないんですよね。New!のところには出てるんですよ、新しい情報として。それいくと更新されましたというところの日付は出てるんですけど、その下にいっぱい項目があるんですけど、どれを更新したかが分からないんです。ですからやはり更新したこの項目のところ更新日、常にニュースには更新日というものをつけてもらいたい。最新の更新日はその中まで入らなくても分かるような形っていうものをとっていただきたい。ちょっとした一工夫ではあるんですけどもそういったところが見る側からして非常にストレスがたまる。新しい情報が更新されたんだなと思って見てもどれかが分からないから全部開けていくわけですよ。そしたらこれが一番新しいんだって日付が、更新日と日付があったもの、これが最新の情報だかっていうことが分かるような感じなので、そこはちょっと下に、このことに関しては何月何日更新とかそういうことを全部細かく書いておくことでそういったストレスというものがなくなるので、やはりそういったことを気をつけていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼します。ホームページにつきましては3月1日から新しいページで運用を行っておりますが、それぞれ使い方についての住民からのお電話等ですね。使いづらいとか御意見等いただいております。今御質問のありましたページの更新日については、各ページの下の部分にアップデートと表記して更新日時というのを記載はしているん

ですけども、そういうふうリニューアルはしたんですけども非常に見づらいと、探しにくいというふうに今御意見ございました。御質問ございましたので、今後もこれ以上、これまで以上に見やすいように内容充実というのを図っていきたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

そこら辺はもっと利用者の声を聞いて、そういう情報を受け取るストレスというものをなくしていただきたいと思います。やはりこの高齢者のネット利用率というものは定期的に調査する必要があると思いますよ。前回言ったのはコロナのワクチンの予約の際に使えない、ネットでの予約が多かった。でも実際中身をいろいろ聞いてみると使える人に、多い人だと十何人分を予約したとか、そういった状況があるわけですよ。だからそういったところを捉まえてみても、やはり個々に高齢者にどのくらいネット使えますかとかいうことの調査というものは必要だと思いますけど、されませんか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

高齢者のネット利用率というものにつきましては全国レベルでは総務省がいわゆる通信利用動向調査というものを行っております。永並議員おっしゃるのは、要は町としてそれをするのはいかがかというところでございます。確かにネット利用率というのは非常に重要なことで、それについて把握できれば様々な形で活用はできるとは考えておるんですけども、そのネット利用率だけの調査というのがなかなか難しいと

ころもございますので、何かの機会に、例えばアンケートをする際にもしそれで同時にそういう形で調査ができるようであればそれについては検討できたらと考えております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

やはりこれからの時代、いかに高齢者の方に情報を届けるのかということが非常に重要な課題になってくると思います。ただ、現実というものは調査しとかなないと情報に取り残される。何か最近のスマートシティの事業を見ていると情報格差が非常に大きくなってののかなという懸念があるので、やはりそういった調査をしながら事業の中にその情報を組み入れて事業を展開していくということが非常に重要になるかと思うので、ぜひとも機会、それだけじゃなくてほかのアンケートをしてとか、いろいろなところに、ネットをどれくらい利用できますかとか、そういったことも聞いていただけたらと思いますので部長の答弁のとおり進めていただきたいと思います。

それでは町政全般のところに進みたいと思います。

スマートシティの関連でプレミアム商品券、一部でっていう、発行ということが行われてますけど、やはりこれは全町的に行う必要があるんじゃないかというふうに思っております。私は以前から、もう10年、何年前かな、ぐらいから、豊能町の人たちはどうしても地元で買わずに車で外に行っで車でお金を使っていると。だから豊能町の中でお金が回っていかないから豊能町の中でちょっとお得な商品券、通貨を出して、それで豊能町の中で使っていただけるようなことを検討してはということをご提案してきました。やはりこれもスマートシティの

中ではスマホを使ったキャッシュバックなんですよ、ポイントを使った。それはやはり通貨にはなり得ない。使えない人が、スマホを持たない人は使えませんから。やはり全町的に使うためにはそういったものを継続的に発行する。それで商品券的に、プレミアム商品券みたいに買ってポイントをキャッシュバックじゃなくて、例えば豊能町の中で仕事をすると。そうしたら時給1,000円であれば普通の円であれば1,000円ですけど豊能町地域通貨であれば1,200円払うと。そうしたら豊能町の中でそのお金を回すことができるのか。そういった使い方ということも可能だと思うんですね。そういった意味からこの地域通貨というものは全町的に豊能町の中でお金を回すためにも行うべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

今回進めます地域通貨につきましては、議員からの御質問のとおり、経済を回すところだけの社会実験になっております。今後は、これまでもお伺いしてますように、他のサービスとか公共サービスとも連携して町民全体のサービスになるような地域振興の新たなプラットフォームの構築を目指して取組を進めてまいりたいと考えておりますが、何分デジタル情報格差という話が出てまいりますので、その辺りについては、徳島県の上勝町はタブレットの配付を全町民にしたというようなことも聞いておりますので、この辺りも今後は検討していかなければいけないのかなと、そのように思っております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

多分そこが環境整備で一番重要なところだと思いますよ。スマートシティって町ぐるみでやるのであれば。民間企業がただのIT化を進めるのとは違って、民間企業はついてこなかったらお客さんを切り捨てればいいわけですよ。もう我々はそういう紙での請求書の案内はしませんとか、するんだったら100円くださいとかいうことが言えるわけです。でも自治体がやるのは全住民に対して行わなければいけない。だから環境整備として、今、松本調整監がおっしゃられたようなタブレットの全戸配付であったりということを考えていかなければいけない。それができてからこそ、じゃあそれをどういうふうに皆で使って便利にしていきたいと思いますよ。やはりその環境ができていないからどうしても、スマートシティの事業を聞くたびに、いやスマホ持ってる人限定ですよみたいなところが消えないんですよ。持ってない人からしたら私たち関係ないやんみたいな高齢者もおられるわけですよ。やはりそこら辺は行政としては非常に公平性という観点、基本理念があるわけですから、そこは非常に慎重にやっていただきたいと思います。

あと、ふるさと納税の返礼品ということなんですけど、やはり豊能町も普通にいろいろなところから返礼品を考えていますけども、やはりソフト的な返礼品ですね。大阪市内であればイルミネーションにお金出しませんかというのがありますけど、なかなか豊能町そういったソフト的な返礼品というものが乏しいなというのはあるんです。やはりそういったところを充実させていくのがいいのではないかと。例えば僕が考えたのは、幾らかふるさと納税してくれたら議会の傍聴を1年間特等席で聞こえる

権利とかね。それでいいんですよ。多分ほとんど傍聴者がいないんですけど、それでも納税してくれた人専用の席を作っておくわけですよ。いつ来てもここで座って聞けますよとか。それとか1日町長券であるとか、あとユーベルとかシートスの命名権をしてもいいでしょうし。だからもっとこう、あとユーベルの貸切りでもいいですよ。そういった、金額に応じてですよ、それは。お金を納税することによってそういったソフト的な、何も物とかで返さなくても、そういった既存の施設で何かアイデアを出して面白いものを返礼品の代わりにしていくということが重要かと思うんですけど、いかがですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

ただいま御質問のとおり、体験型の返礼品というものが豊能町は少のうございます。現在体験型でしているものについては乗馬体験のみとなっております。町に来ていただいて何かを体験していただくというような、関係人口につながるような返礼品というものが乏しい状態であります。今後はこの返礼品について、物品だけではなく体験型、豊能町に来ていただいて豊能町を感じていただいて魅力をまた発信していただくというようなものにつながるような、そのような返礼品についても充実を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

本当はまちづくりってとっても面白いことだなと思ってるんですけど、ここにこうしてこうしてっていう。でも何かその面白

さっていう、楽しんでる感じが今の職員の方からあんまり伝わってこないんですよ。何かちょっと冗談ぽくやってみたりとか。だからIT企業、大手IT企業だと普通の働くところにおもちゃが置いてあったりとか、もうスーツで来なくても普通の普段着でよかったりとか。要するに新しいアイデアってかしまってスーツ着て机の前に座って出てくるものじゃないってことですよ。いろいろなきっかけで何げないところから、あつていうような種が出てくるわけですから、そういったもっとまちづくりを面白くしていただきたい。それを取りまとめるのは当然町長のグランドデザインというものがないといけないんですが、それをもとに、ここにはこういった福祉を中心に拠点にするとか、教育の中心をここにもっていくとか、それでここは商業の中心をもっていくとか、そういったことをもっと楽しんでやっていただきたい。やはり乗馬体験って言いますけど、それはあくまでももともと乗馬クラブですから体験というものができますけど、私が言ってるのは既存のほかにはない体験ですよ。ちょっとふざけているって思われるかもしれないですけど、そういったちょっと変わった取組をしているってことで豊能町に注目を寄せることも可能かと思うので、ぜひともそういった、ちょっと楽しみながらそういったアイデアを出していただきたいと思います。

あと公共施設再編の進捗状況をちょっとお聞きしたいんですけど、3月の予算委員会では付帯決議も出しました。再編の検討委員会を早急に結論を出してくれ。今の現状をお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

現在の進捗状況についてですが、公共施設再編検討委員会でいただきました中間報告を基に各施設の在り方の方向性をまとめたシミュレーションの案をプロジェクトチームを庁内に置きまして検討を進めているというところでございます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

時間かければかけるほど本当にその費用が無駄だなと思うんですよ。だってそれあくまでも参考意見にしかならないから。最終的には町長がどうしますっていう判断をするわけですからね。やはりそこはもうちょっと町長の判断というものを素早く行っていただきたい。もし町長がこれを残すっていうのであれば職員は残すためのプランを考えれるんですよ、いろいろなシミュレーションを。町長が判断しなければ、方針出さなければどうなるかという、残すプランも考えなければいけない。廃止するプランも考えなければいけない。2倍以上の労力が必要になるわけですね。それが全ての施設において行われている。かなり職員の労働というか負担がかかるということを理解しておいていただきたい。町長いかがですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

公共施設再編につきましてですが、3月議会で可決されました付帯決議については真摯に受け止めております。今、永並議員おっしゃるように、町長がリーダーシップを持ってということもございませうけれども、この公共施設再編というのは施設を利用する住民の行政サービスの維持を図りな

がら施設更新、維持管理費用の削減を図るということですので、まずは庁内職員間の合意形成それから住民の御理解、そういうのを進めることが必要であるということですので、今、先ほど御答弁申し上げましたとおり、課長級で構成しております施設再編PTで現在進めているところがございます。このたたき台につきましては一応夏頃にはお示しをさせていただきたいということがございます。最終的には、前回、私、3月議会では最終報告書のほう、1月に答弁ということ御答弁申し上げますけれども、夏にはお示しをさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

付帯決議を真摯に受け止めていただいて副町長ありがとうございます。それでは夏を期待しておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。それでは私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（管野英美子君）

以上で、永並啓議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開は、11時30分といたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高尾靖子議員を指名いたします。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

議長の御指名を受けましたので一般質問をさせていただきます。

それでは通告順ではなく3番目の、暮ら

し・福祉・医療のところから質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず一つ目は、4回目のコロナワクチン接種の予定についてなんですけれども、住民の皆さんから次はどのような予定になっているのかということがよく聞かれますので、その点について御質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種の件でございます。オミクロン株の感染が終息しない中で今後の再拡大も念頭に置きつつ、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や現時点での得られております4回目接種の有効性、安全性に関する治験、また諸外国におけます対応状況等を踏まえまして、重症化予防を目的といたしまして、3回目のワクチン接種から5か月間が経過した60歳以上の方、また18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化のリスクが高いと医師が認める方を対象として本町におきましても実施させていただきます。使用するワクチンにつきましては、1回目から3回目に接種したワクチンの種類にかかわらずファイザー社製または武田／モデルナ社製のワクチンを使用いたします。お聞きいただいております本町での接種開始時期についてでございます。集団接種・個別接種とも7月の中旬、具体的には集団接種を7月の10日、個別接種を7月の11日予定でございますが、開始するというふうに考えてございます。なお、使用するワクチンにつきましては当初集団接種をモデルナ、個別接種をファイザーで接種する予定でございます。

次に接種券の発送時期でございます。まず60歳以上の方につきましては6月末、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクの高い方につきましては7月から申請をお受けいたしまして、申請をいただいた方にそれぞれ順次発送する予定でございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

日程をお聞きいたしました。これについては皆さんの安心材料になると思います。それで、5歳から11歳のワクチン接種の件なんですけれども、先にお聞きしたら3回目の5歳から11歳のワクチン接種は任意の接種ということをおっしゃっているんですけれども、その任意いうことでばらばらに、池田市や池田の近隣の、池田市の近隣の救急センターですかね、そういうところでの協力を得て接種をするということなんです。これは一緒に皆さんと希望者、一緒に接種を受けるというような、そういう形はとれないのか。ばらばらにそれぞれが子どもを連れて行って接種するという形をとるのか、その辺はまとめることできないのかと、そういうふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

5歳から11歳までの方の小児接種についての御質問だと思います。先ほども議員、申し上げていただきましたとおり、私どもといたしましては、まずお子様に接種のリスクが一般の成人の方より高いかなというふうに思いまして、保護者の方に安心・安

全で接種をしていただくことをまず主観に置きまして、できれば大きな病院の近くで接種ができればいいかなというふうに考えまして、先ほど申し上げていただきましたとおり、池田市と池田市医師会様の協力を得まして、池田保健福祉総合センターを中心に接種をいただいているところでございます。接種の方法につきましては、恐らく今の御質問でありますと集団接種はいかかかということなのかなというふうに思ったんですけれども、当初、私どもも小さい頃、いろいろな接種につきましては学校でやってたという実績もございました。しかしながら時代の流れにおきまして、やはり接種をしない考え方もある中と、それとなかなかその対応について学校のほうとかでも難しいということが出てきまして、今は全て定期接種につきましても個別接種が基本になってございます。我々、事務を進める上では集団接種という方法についても一つあるのかなと思うんですけれども、やはりまずは私どもで接種についての御理解を保護者の方、またお子様に理解していただいた上で、それぞれが考えていただいてそれぞれの自分の日程の合うときに個別で安心・安全のもと打っていただくということを主眼に置いてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

保護者の方にはこれから説明というかお知らせするという形なんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど才協議員の質問にもございました

んですが、私どもお子様の接種につきましては特にその辺配慮しなくてはいけないかなというふうに考えておまして、実際に接種券を送らせていただくときには、国が発行しているチラシでありますとか実際国が提供しているワクチンの説明書、それとホームページのほうにも詳しく国から提供されているもの、それと動画も含めまして御用意しております。ですのでいろいろなものを見ていただいたり読んでいただいたりして、その都度判断いただいているということでございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

もちろん学校からのお知らせでもされているということでしょうね。ちょっとお聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

私どものほうから学校を通じての接種については、これは誘導ということはしておりません。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

教育委員会のほうから、やっぱり学校にもこういう周知をしていただくということが大事だと思うんですね。親御さんが連れていかれて、連れていかれるということは自動車がある方、ない方いろいろあると思うんですよ。帰りは電車で帰ってくるとかそういうことになると、一つ問題も起きることも考えられますので、その点について懸念しているところなんです、全くそれはお

考えはないということでしょうか。考えておられるんですか、取りあえずは。そういう危険性もあるということは含めておられますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

今回のコロナワクチンのことにつきましては先ほど申し上げましたとおり、学校を通じての御案内というのは実際はさせていただいておりません。しかしながら今年からまた接種勧奨が始まりました子宮頸がんワクチンなんかにつきましては、学校の御協力をいただきながら御案内もしている分も確かにございます。ただ近隣の状況も聞いておりますと、ちょっとそういう形では今回のワクチンについてはしてないと、新型コロナウイルスはしてないと考えております。ただ、今後の方向性については大阪府下の状況でありますとかいろいろな自治体にお聞きしながら柔軟に対応していきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

そこは子どもたちの体のことも踏まえて、やはり新型コロナウイルスの接種についていろいろ、アレルギーとかそういうようなことは事前に分かった上での接種だと思いますけれども、そういうことで柔軟に対応していただきたいと思います。これは申し述べておきたいと思います。

次にいきます。新型コロナ感染者数は6月6日時点では1,008人になっていることですね。現在自宅待機者、重症者の方への対応はどのようにされているのかお聞

きします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

本町におきまして自宅での療養者、またホテルでの療養者、また入院をされている方々の内容につきましては具体的に大阪府より知らされてはございませんが、現在私どものほう、前回特に第6波の折には私どものほうにも電話でのお問合せ、非常に多くいただきました。ここにつきましては私どもで知り得ております制度でございますとか御案内をさせていただきました。またホームページ上でも新型コロナウイルスの関連情報というところに大阪府のホームページへの関連項目への誘導をするように努めてまいったところでございます。本町の対応といたしましては、町の社会福祉協議会さんの御協力によりまして、御家庭の余剰食品を寄附していただくフードドライブ活動及び生活がお困りの方に食料をお届けするフードパントリーの事業を行われておられますが、この対象者の方につきましては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者にもこの食料品の支援をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

丁寧な連絡を取り合えるように、重症化にならないように、ぜひ対応を続けていただきたいと思います。これは要望になりますけれども。しかし国は2019年から公的病院再編統合方針や地方独立行政法人などさらなる医療費の削減を目指しています。大阪でもコロナ禍で病院、保健所を減

らしてきて、脆弱な医療体制が影響でコロナ感染の死者が全国ワーストになったわけです。これはもう有名になりました。現在本町の新型コロナ感染者数は、今言いましたけれども、これ以上感染者を増やさない、そして待機者を増やさない、重症化を防ぐためにもしっかりとした対応を求めておきたいと思います。今言いましたけれども。

その次に、PCR検査の補助体制について伺いたいんですけども、これまで地方創生臨時交付金の活用などでいろいろと使われてきておりますが、受けた方には補助体制で実施できるように、そういう体制はできないのか、再度、これまでもしてきましたけれどもお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

私の記憶してる限りでも議員のほうから御質問を何回か受けているように理解しております。お答えいたしますと、現在大阪府におきましてはPCR検査等の無料検査事業というのが実施されております。対象者といたしましては感染症状がない方、また濃厚接触の可能性がない方、府により指定された、この方が府に指定されました医療機関、または薬局等にて無料で抗原検査やPCR検査を受けていただけることになってございます。本来このような事業につきましては広域的に引き続き大阪府で実施すべきと私どもは考えてございまして、今回も前回の誰もが予想しないような感染力に耐え得るよう、大阪府においても事業スキームを再構築していただきたいと思います、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

この無料の検査は大阪府まで行かなければならない大きな場所を設定されていると思うんですけど、その点について伺います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

私も実際現場におりまして感じました、前回の第6波の折りにこの事業を途中で実施されまして、以前の最初のスタートに比べますと大分、府民の方についても、町民の方についても大分検索しやすいようなものになっていると思います。どんどんバナナから入っていただきますと自分の近くの、町内であるとか市内であるとかの病院が検索されると思います。残念ながら本町の中にはそういう事業者の方はいらっしやらないんですけど、近くであれば伊丹空港の中でも検査ができることになっています。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高齢化しているこの豊能町ですので、もっと身近なところで接種が受けられるように、国保診療所などでぜひ行えるように体制を整えてもらいたいと思うんです。これから言ってもなかなか無理なのかもしれませんが、しかしこのことは大事なことで、やっぱりこれ以上感染者を増やさない予防ですから、その点についてぜひ身近なところ考えていていただきたい。これでとどめますけども。ぜひよろしくお願いします。

次にいきます。文科省はコロナ臨時交付金の活用に学校給食費の負担軽減も要請し

てきております。そういうことでの広範囲に小学校や中学校に関してもこれは使われて行われておりますけれども、豊能町としてのお考えはどうなのかお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

国はコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分を創設し、交付する予定となっております。この交付金は学校給食費の負担軽減に活用することにつきましては子育て世帯に対する支援として制度上実施可能と考えております。現在、感染拡大の影響を受けている住民生活の支援につきまして、本町において必要とされている事業について検討している状況です。事業が決定しましたら改めて補正予算の審議をお願いする予定としております。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

いい検討結果を待っておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次、5番目にいきます。今、自治体で高額介護サービス費の算定において算定誤りが出ている、全国的には随分出ているんですけど、3分の2ぐらいが算定違い、誤りが出ているというふうに聞いておりますが、本町としてはどのように確認はとっておられるのかお聞きします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

介護保険制度ではサービスを利用して1か月にお支払いいただきました自己負担金の合計が一定の上限額、これを超えた場合におきまして超過した自己負担額を先ほど申し上げていただいております高額介護サービス費として私どもから支給させていただいております。御質問の高額介護サービス費の算定誤りについてでございますが、一部の自治体で高額介護サービス費のシステム上の算定誤りがあったことを受けまして、国におきまして全国の自治体に対しましてこの調査を行われました。先ほど議員おっしゃいましたとおり全国のうち3分の2程度の自治体において同様の誤りが確認されたものでございます。この調査におきまして私ども本町におきましても誤りが判明いたしました。算定誤りの内容といたしましては、介護保険システムにおきまして高額介護サービス費を決定する際に、障害者自立支援医療や特定疾患等の公費負担医療の対象者が介護保険サービスを利用した際に自己負担を本来は高額介護サービス費として含むべきところを含まない設定となっていましたところから、対象者の高額介護サービス費が過少になったものでございます。本町の対応といたしましては、既に5月27日付にホームページ上で公表させていただきまして、介護保険システム改修をすぐに行いました。今後は対象の皆様に対しまして通知、また追加支給を行う予定としてございます。なお今回の対象者につきましては11名で、追加支給総額は合計で約16万円となっております。今後も介護保険を実施する保険者としてこのようなことがございませんよう細心の注意をまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

これは算定で返還されるということをお聞きしましたけれども、それではこの介護保険法ですね。130条の根拠ですと2年が時効ですけれども、豊能町としてはこの額を2年遡って返還するということになるのかどうか。その点お聞きします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど申し上げました保険料をいつまで遡ってお支払いするのかという御質問だったと思います。先ほど申し上げていただきましたんですが、介護保険におきましては介護保険法第200条によりまして、過去2年間に遡ることが規定されてございます。本件につきましては遡りの起点をどこにするかというところがポイントとなりました。結果、厚生労働省より通知がございました令和3年の12月、ここを起点といたしましてそこから2年間、令和元年の12月以降ということにさせていただきました。ちなみに近隣の状況でございます。北摂7市3町の状況につきましては、未定については1自治体、システム自身がそもそも対応できていたという自治体が1自治体のうち、8自治体がこの対象になるんですけれども、本町と同様の自治体が8自治体のうち7自治体で、残りの自治体は令和2年まで遡らないという予定をお聞きしてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

この誤りについては、請求者が請求権を

2年放置したら時効という趣旨のはずなんですよ。しかし住民は国民は今回の発表があるまで過少還付を知らなかったのですから、本人の責任ではありません。発表をもって時効がカウントされ始めるので全額還付せよということをお願いなんです、私。というのは、この2年遡るんじゃなくてやはりしっかりと遡って払うべきじゃないかな、調査するべきじゃないかなと思います。今、分かっているところでは明石市は10年遡って返還すると、そういうことを言っております。こういうところもあるということは遡って返還ができるという条件が、条件という法的にはあるわけです。そういうところでのことで、これを2年ではなくもっと遡ることはできないのかということをお聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど明石市の例をとってお聞きしました。私どもも先ほども申し上げましたとおり、ここの起点をいつにするかというのがかなり重要なポイントということで考えました。先ほど申し上げました介護保険上の話ということは実際にあるんですけれども、先ほど言いました、もともと保険者の理由によって発生したというところも理解してございます。実際問題この近隣につきましても私どもと同じような手法をとられているところも多いかと思っております。ただ今後、いろいろな状況も踏まえまして検討する余地はあるのかもしれないんですが、現在のところはシステム改修も終わっております、まずは2年ということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

介護保険給付基金がたくさんたまっている中で、介護保険を使わずに元気なお方がたくさんおられるわけですね。そのためにこの給付基金として、今でも約6億円ほどあると思うんですけれども、そういうところでも深掘りしましてできないのかなというふうに思うんですね。やはり今、年金が減らされる、また食料品が値上げされている。次々と値上げされているわけですから、その点の配慮も含めてぜひこれはもっと改善できることだと思いますので、再度検討ができるかどうかお聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

再度ということでしたんですが、なかなか現状ではちょっと難しいかなというふうに考えてございます。ただ、一番最初に御質問いただきました、保険者としてのここの責任の問題といたしまして、やはり皆さんに大事な保険料をいただきましたらちゃんと我々は介護サービスを提供できるように、ここは保険者としてしっかりやっていくという、ここのところは変わらないです。以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

私たちはこのことについて、やはり国の責任も大きいわけですから、国に、遡ってしっかりと返還するようにも要望いたしております。ぜひ豊能町からもそういうことをぜひ述べてほしいと思います。求めておきます。よろしくお聞きいたします。

次、2番目、まちづくりについて聞いていきますのでよろしくお願いします。公共施設再編検討委員会の進捗状況、先ほど永並議員も聞かれましたけれども、3月24日、町長に、公共施設再編計画の報告ということで聞いてきておるわけですがけれども、どのようにこれに対して答えていかれるのかですね。まちづくりの最大の手段になるわけですので、その点についてお伺いいたします。この中には文化ホールを守れ、守ってほしい、いろいろなところでのそれぞれの利用されている方が何もかもがなくなっていくという豊能町にならないように、そこをすごく心配されておりますので、文化を大事にする、そういうところを含めてこれからの検討される中、どのように進められるのかお聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

まず現在の進捗状況でございますが、令和3年度に公共施設再編検討委員会よりいただいた中間報告をもとに、庁内でプロジェクトチームを作りまして、各施設の在り方、方向性をまとめていっているところでございます。シミュレーション案としてお示しすることを目標とさせていただいております。今後につきましては跡地の利用を含めた検討をプロジェクトチームで積み上げていく、そして検討委員会でもその議論を並行して、住民ワークショップなども開催しながら住民との合意形成を図りながら将来の適切な公共施設の在り方について取りまとめていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

今後いろいろと計画していただいておりますので、そのことは、住民の皆さんの意見も取り入れた、充実した公共施設再編計画になりますように願っております。

次にいきます。地域公共交通の公募プロポーザル方式で進めていますけれども、業者へのアンケート回答では7月1日バス路線の実証実験、7月下旬には公共交通会議、令和5年12月にパブリックコメント予定というふうに計画されていますけれども、このとおりに進めていくということでスムーズに行くのかどうか確認いたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼します。4月28日に開催しました地域公共交通会議におきまして阪急バス豊能西線の一部便を千里中央へ延伸する実験、実証実験の案は合意されました。現在は7月の1日からの実施に向けて交通事業者から大阪陸運支局への許可申請や広報とよなどを活用しました周知など準備を進めているところでございます。また、将来に向けましては地域公共交通の維持及びまちづくりを見据えた最適な交通網を示した豊能町の地域公共交通計画を令和5年度末に策定する予定にしております。先日公募型プロポーザルを終えまして、現在は事業者の選定を進めているところでございます。策定のスケジュールにつきましては7月下旬に予定しております地域公共交通会議で議論していくこととなりますが、会議は年3回を予定しており、令和5年度末の策定に向け取組を進めてまいります。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

バスの長さが本体が9メートルというふうなことを聞いておりましたけれども、豊能町のときわ台などは本当に究極な角になっておりますので、そういうところを本当にできるかどうかのそういうことも含めた実証実験ということになるのかどうか、その辺お聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

これから進めていきます実証実験につきましては、今おっしゃいましたとおり、ときわ台の駅をおりて千里中央までもっていく、これを最終の目標にしておりますので、それに向けて公共交通事業者とも協議を進めていっているところでございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

次の3番目はちょっと省きます。

4番の、災害に強いまちづくりが求められています。梅雨の季節に入りますけれども、戸知山でのインフラ維持管理システムの取組とともに、防災は日常的な事前のチェックで安心・安全な暮らしができるわけですが、画期的なことでぜひこのシステムを成功して活用していてもらいたいというふうに思います。本町にはほかに、府が所管する盛土、造成地が62か所あります。谷に盛土するいうことが行われておりまして、面積が3,000平方メートル以上、腹付けているんですかね、腹付けというんか、大規模盛土造成地、20度、斜度ですね、20度以上で盛土の高さが5メートル以上ということになっているんです。これが全部危険ではないということは書いてあるんですけども、豊能町としてのチェック体制はどのようにされているのか、しておられるの

かお聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、議員御承知のとおり、全ての市町村の大規模盛土造成地マップが公表されたということで、大阪府では南海トラフ巨大地震からの府民の生命財産を守るために府民の防災意識を高め、災害の事前防止、被害の軽減を図るために、ワンステップとして32市町村の大規模造成マップというものを公表したというところなんです。豊能町のほうですけども、第一段階として大阪府と連携しながら町内の大規模造成地の造成年代調査を令和元年度に終えたというところでございます。議員先ほど御指摘したとおり町内で62か所ありまして、これについては全て大阪府が許可した大規模開発、例えば都市計画法とか土地区画整理法とか砂防法、そういったもので造成されたものでございます。このマップについては古い開発の地形図と開発後の新しい計画図、そういったものを照らし合わせまして大規模造成マップというのを抽出して作っておるんですが、おおむねその位置と規模を地図上で合わせたというところですので、まず危険な宅地を示したものではないというところがございます。ただ、このマップを公表しまして身近にこういった大規模造成地があるというところを住民の皆さんに知っていただきまして、日頃から防災意識を持って宅地の状況などの点検をしていただくというところが目的となっております。議員先ほどお話ししていただいた3,000平米以上の面積の谷を埋める谷埋め型と、地形20度以上、そこで前面に擁壁を作って高さ5メートル以上を盛土した腹付け型、二つあるというところ

ころで、本町にはその62か所のうち谷埋め型が59か所ございます。そしてあと、腹付け型という形のものが残りの3か所ということで合計62か所となっております。今現在、机上での調査が終わったところですので、今後大阪府と連携しながら現地踏査などを行っていきまして評価していくことになろうかと考えています。一応今年度の予定は、まず大阪府のほうが、府内全域ですけども、どの盛土から調査を行っていくかという計画を立てまして、それが令和4年度末までですね。ですのでその後調査を府下全域でどこからやっていくかというのを5年度以降やっていくというところで、まだちょっとどういう順番かいうのは決まっていない状況です。

以上です。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

梅雨時も迫っております。東京のほうがもう梅雨入りということですが、大阪府市町村の盛土の安全性の把握調査、今おっしゃってましたけれども、2021年の3月現在、着手率が0.0%ですね。全国では6.3%と低いんですね。この状況で熱海の土砂災害などが起こってきたということも言えるし、豊能町では数年前、木代の土砂崩落事故もありました。この残土規制の法制化が国に求められるのではないかと思うんですが、このことについてはどのように思われておりますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

熱海の土砂災害については、違法に積み上げられた土砂が原因であると考えており

まして、先ほどその62か所については大規模開発の許可を得て盛土したというところで、ちょっと性質が違うのかなと考えております。ただ、議員御指摘の建設発生土に基づき、平成26年2月に本町の木代地区で発生した大規模な建設発生土の崩落事故があったと思います。それをきっかけに、一定以上の規模に該当する建設発生土の受入れについては、災害防止、あと生活環境の保全を目的といたしまして、条例を策定しないといけないということで、いわゆる土砂条例ですね。事業区域の面積が500平米から3,000平米未満までが豊能町、それから3,000平米以上が大阪府の許可対象として、平成27年7月1日付で施行されております。ただ、しかしながら地方自治法による条例では罰金というか罰則なんですけど、最高2年以下の懲役または100万円以下の罰金と規制に限界がありますので、近畿ブロック知事会のほうが建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備についての提言というものを令和2年度と令和3年度、昨年度ですけども、の2回、国に対して要望しているというところでございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

それがきちっと国に伝わり地方に危険がないような状況になるようにぜひ押していただきたいと思います。

次にいきますが、私、組合の議員ではありませんけれども、ダイオキシン廃棄物最終処分場の進捗状況について町長にお伺いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

現在、旧双葉保育所敷地内等で仮保管し

ている廃棄物の遮断型最終処分場の建設の進捗につきましてですが、現在地元自治会と継続してコンタクトをとり、現在も協議を続けておるところでございます。具体的な進展がない中で3月の余野自治会の幹事会につきましては自治会役員との協議の上で出席を見合わせていただきましたけれども、今年度になってから4月18日に新役員の方との協議の場を設けさせていただいております。その後も事務レベルで役員の方と密に連絡をとってございまして、今後につきましても地元自治会との協議を継続しながら、安全性に対する科学的な理解と徹底した情報の共有と対話を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

ぜひ合意形成を作って進めていっていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に教育問題にいきます。時間があんまりありませんので、東地域における自校方式の給食調理室、これについてお伺いいたします。学校独自の行事にも対応できる自校直営方式が求められるわけなんですけれども、学校給食の食育に果たす役割はすごく大きいということが重視されております。この中で単独校の自校方式、これをぜひ、教育効果が優れているということも言われている中でしっかりと給食調理室は東地域にも作ってほしいということをお願いしておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

学校給食につきましてはこれまでも御説明しておりますとおり、令和8年4月の義務教育学校開校の際には西地区の学校で一括調理を行い東地区の学校へ運ぶ親子方式での提供を考えております。西地区で調理いたしましても東地区へ短時間で配送はできますので、東地区の学校でも温かい給食の提供は可能であり、東西地区での学校給食の差はないと考えています。また給食施設の整備費やその後の設備の維持管理やランニングコスト等の財政負担が少ないことから親子方式のメリットは大きいと考えております。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

何か不足があれば最小限で被害が済むということも言われております。食中毒とかいろいろ学校でもありましたね、南のほうで。そういうことも含めてきっちりと私は単独校の調理室を作っていただきたい。これは強く要望しておきます。

時間がないので次にいきます。こども園は少子化が進む中、町立で町独自の一貫した幼児教育で行うよう存続を求められますけれども、これは全国的にいろいろ進められております。行政責任を後退させず、誰のための制度改革だったのか。2025年、保育所利用者が減少に転じるということで保育環境の改善にかじを切る必要性があります。安心・安全な保育のこの豊能町で独自の体制を作る。民営ではなく豊能町立でやっていくことが重要だと思いますが、その点のお考えをお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

西地区での認定こども園の運営主体につきましては、令和4年1月の豊能町子ども・子育て審議会の提言では、民間であれば施設整備に国等の補助金が活用でき町の財政負担が軽減できることから、民間法人等に新たな施設の運営を委ねることも選択肢の一つであるとされています。また、運営形態につきましては、民間法人等に新たに施設の運営を委ねたとしてもこれまで町で培ってきた質の高い保育教育サービスやノウハウを継承することは必須であることから、保護者や町の意見も反映させる公私連携・幼保連携型認定こども園を選択することを提案するとされています。この提言を踏まえまして検討を進め、運営主体や運営形態等を決定していきたいと考えています。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

子育て、少子化で大変先行きが寂しい中で、やはり町立の独自の一貫した幼児教育で行うように存続を求めておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

以上で、高尾靖子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は、13時10分といたします。

（午後0時20分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、池田忠史議員を指名いたします。

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

議長より御指名いただきましたので、一般質問を開始させていただきます。1番・

池田忠史でございます。

まず、空き家問題について質問をさせていただきます。

今までにもいろいろ皆さんが質問されているので御存じだとは思いますが、少子高齢化、核家族化、人口減少等により供給過多で空き家の数は年々増加の傾向にあります。全国的に見ても、総務省が平成30年に調査した結果によりますと、総住宅数が、約ですけれども6,240万戸。そのうちに空き家が848万戸で、空き家率が13.6%となっています。5年前の同じ調査の結果に比べましても、総住宅数は2.9%の増加、空き家はそれ以上に3.6%の増加となっております。空き家自体も空き家と一くくりでくるわけではなくて少し内訳がありまして、空き家のうちの賃貸用、貸す用にされてる部分と売却用、販売する分と二次的利用、別荘とかあと何かちょっとたまにその家に来て何か生活するとかという形の分とその他という形の分に分類を大きくはされているんですけども、先ほどの848万戸のうち賃貸用が約430万戸、半分ぐらいですね。あと売却用が29万戸、二次利用が38万戸で、その他が348万戸となっています。その他の中には空き家のままで倉庫とかに利用されたりとかっていうのが含まれております。先ほど申し上げた総住宅数が増加の傾向にあり、空き家の数も増加してるわけなんですけども、住宅数の増加は単独世帯や核家族が増えており、世帯数が増加していることによって都市部による住宅の増加によって家の数が増えているという形になってまして、どうしても空き家の需要というのは地方に行くほどなくなってきているという形に今現在なっています。ですので、郊外エリアの空き家の需要というのは今後さらなる減少が起こってきて深刻化する可能性があると言われております。実際、豊能

町のほうでも空き家のほうは1,000戸を超えると、言われていますけれども、実際、豊能町の空き家の内訳、今申し上げた賃貸用とか売却用とかっていうようなざっくりとした内訳ってというのは把握されているのか、まずお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったデータですね。私のほうでも総務省の住宅・土地統計調査をもとに、ある協会の調査の資料にはなるんですけども、その空き家全体に対しての賃貸用の空き家率が50.9%であるとか、二次的住宅が4.5%であるとか、そういったデータがあるということは存じておりますが、ちょっと本町のほうでは、今、空家等対策の計画のほう、見直しを今年度進めておるんですけども、そういった売却用とか賃貸用とか二次住宅用、そういった分類分けのデータでは把握はしておりません。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

空き家自体の利用目的が分からなければ、今後、空き家を利活用する上でどうやって使っていけばいいのかっていうのの把握がなかなか難しいということがあると思うので、ここの部分というのはもう少し、例えば持ち主さんにアンケートをとるなり実地調査をするなりという形でもう少し状況を把握することがまず必要なのかなというのは思います。そういうような調査ってというのはする予定というのはあるんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

先ほどお話ししたとおり、現在、空家等対策の計画の見直しを、計画策定の担当課である都市計画課のほうで見直しを始めたところでございます。今年の4月末現時点の水道の閉栓状況のデータをいただきまして、それをもとに現在、都市計画課のほうで地図にプロットしてこれから調査のほうにまず開始していこうと考えておるところでございます。あと、この後ですけども、それを受けまして空家等に係る苦情相談窓口である庁内の関係部署があります。例えば空き家等のバンク、先ほど話した空き家バンク等はまちづくり創造課ですし、住宅の税金関係等は税務課であったり、防犯関係は住民人権課であったり、あと空家等の老朽化の損壊とか倒壊のおそれがある、そういったものの調査は都市計画課であったり、ちょっといろいろな部署に分かれておるといいますので、その庁内関係部署と調整しながら今年度末までに計画を策定していこうというところでございますので、ちょっとアンケート調査等々につきましては今後の展開かなと考えております。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

先ほどから計画の話が出ておりますけども、空家対策については平成26年に特措法、空家等対策の推進に関する特別措置法というのが国のほうで成立して、実際27年5月には全面施行されている形になっておまして、本町でも平成30年3月に「空家等対策計画」が策定されています。ここに概要版、町のホームページのほうから引っ張ってきた概要版というのがありますが、ここの中に、目標として「町の人口減少に歯止めをかけるために、また安全・安心の

まちづくりのため、空家対策を推進し、良質な住宅ストックを構築する」という目標が掲げられて、まずは住んでもらう。どうしても何か転居等いろいろな理由があって空家化した場合に、その空家を利活用する、うまく利活用するために動くというようなフローチャートというか流れが書いてあるのがあるんですけども、実際、今、見直しされてることなので見直しはされていくんでしょうけれども、何かこの計画が、計画作った時点では前町長が作ったというところがあるのかもしれないんですが、何かこのフローチャートというか、順番にしていく形が全然見えていないんですよ。何か空家はそのまま、今回、予算でちょっと空家対策として予算とられてますけども、何かもうそのままずっと放置されてきていたような感じがするんですが、今後のこの計画の見直しについてどういうふうな形で考えておられるのかお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員おっしゃった、30年度に空家対策が作られたということで、今回、見直しを行っておる、着手したところではございますけども、今の空家の数なりを現場確認しながら押さえながら各部署と調整していくというのはもちろんのこと、30年度に作り出した計画についても検証しながら、それに基づいて調整・協議していきたいと考えておるところです。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

もちろん見直しということは、もともとの計画がどれだけできてたかということも

含めての見直しですので、次、今後に向けて実証をちゃんとして、新しい計画を立てて、空家の有効利用なり空家が出ないような施策をとるなりっていうことを、ここでは要望だけさせていただきます。今、実際現状豊能町に空き家があるわけなんですけれども、この時期もそうですし、年中そうですけども、雑草とか庭木とかそういうものの繁茂が、空き家、空き地ともにですけれども目立つ部分もあるんですが、そういった部分に例えば近隣の方からの苦情であったり、そういった場合の対応というのはどういうふうにされているのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

雑草や庭木の繁茂で苦情があった場合というようなことなんですけれども、最近、おっしゃるように空き家、空き地の増加に伴いましてその管理が行き届かなく、雑草や庭木が繁茂し、隣家が迷惑を被っているというような苦情が寄せられるケースというのは増えておるところでございます。対応としましては、苦情が寄せられれば現地を確認し、所有者を特定し、環境保全条例に基づきまして適正に管理いただくよう文書による依頼・指導を行っているところでございます。令和3年度中に寄せられた苦情では全部で34件ありまして、ほとんどの所有者は最初の通知で対応いただいております。対応いただけない所有者には再度の通知を行うなど適正な管理を促しているところでございます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

いろいろ対応はしていただけてるようで

すので、ただ雑草とか庭木の繁茂だけであればいいんですが、それ以上に、例えば倒壊の危険性であるとか、もう少し危険性が増したような状態の家屋で放置されてるようなところというのはあるんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

本町内でそういう危険な特定空家と指定してるという物件については、本町内では今のところ現在はございません。なお、特定空家に指定する場合の手続について少しだけ触れたいと思います。まずその事案の発生として、その周辺住民等から連絡等がありまして、本町のほうでまず外側から建物の状況、それから空家、居住の確認を行っていきます。その後、どのような措置を講ずるべきかを検討を行いまして、各部署と連携しながらはなるんですが、その後、空家等の所有者の調べ、それからその後、立入調査を実施していきます。その結果を踏まえまして有識者と踏まえた庁内会議において検討しまして、対応方針、特定空家等の指定を行うかどうかについて諮って、最終決めていくことになるかと思えます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

空家は家を潰して更地にしてしまうと一気に税金が上がってしまうので、そのまま家を建てたままの状態に放置することが多く見受けられると思うんですけども、やはり今のところその特定空家もしくはそういう指定するようなどころはないということですが、このまま空家のままで管理もされてない家が増えていくと、今後そういう

ことも出てくるということも考えられますので、できるだけ早い段階で空家の利活用等を、自治会の方等も御協力いただいにはなるのかもしれませんが、進めていってほしいと思います。今回これについてはもう以上で質問を終わらせていただきます。

次に、農業について少しお伺いします。農業についても、農林水産省の調べによりますと農業従事者の中で65歳以上が70%を占めて平均年齢は67.5歳というような調査の結果があります。本町でも高齢化が進み農業に携わる人口が今後減少する可能性もあると考えられるんですが、今後豊能町としての取組は一体どうなっているんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、農家の高齢化や担い手不足等によりまして、耕作放棄地並びに遊休農地の増加に伴っているのは全国的に深刻な問題となっております。このため本町ではこの問題の解決の一つの施策として、平成29年度よりとよの就農支援塾を開校し、その農業担い手の育成に努めていっているところでございます。ただ、この施策だけでは歯止めがかからないと考えておりまして、今後は農地の集積、集約化を進めて、経営の省力化・効率化を図る必要があると考えております。つまり、個々での農業経営ではなく、農地を集積・集約化し、それを今後の地域の中心となる担い手である経営体、例えば大規模経営農家さんであったり農業参入企業さんであったり、そういったところに委ねていくという方法でございまして、そのためには、まず地域ごとに

今後の地域の中心となる経営体、先ほどお話しした大規模経営農家さんだったり農業参入企業さんであったり新規就農さんであったりするんですが、そういったものを明確にすることが必要で、その担い手に農地を集約するための計画とか地域農業の将来像を盛り込んだ、人・農地プランというものを推進しまして、先ほどお話しした農業の大きな問題である農家さんの高齢化、担い手不足、耕作放棄地、そういったものの課題を同時に解決できる効果的な取組ではないかと考えております。本町におきましては、牧地区と高山地区とで圃場整備事業を推進しておるところでございまして、この取組についても始めているところがございます。今後につきましては、ほかの地区でもアンケート調査や集落座談会などを通じまして地域農業の将来像を話し合う場を設けて、そして地区全体での理解を深めて合意形成を図っていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

少し聞いたところによると、やはりその農地の整備がある程度できてないと借り手もないということもお伺いしていますので、実際その牧地区であったり高山地区の圃場整備というのは、今後そういった部分で有効なことだとは思いますが、圃場整備が終わっている地区で、今もう実際休耕地になっているようなところもあると思うんですが、その辺、当初の予定では誰かがするような感じの計画になっていたと思うんですが、その辺休耕地が、それでも休耕地が出てくることに対する対策っていうのはどういうふうにご検討されておられるんですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

その休耕地に対してのお話でいきますと、圃場整備が終わっておるのが野間口それから切畑のほうが圃場整備が既に完了しておるところで、現在のところそういう休耕地については、先ほどお話しした新規就農支援塾のほうで、そちらの土地の所有者と新規就農者、卒業された方とマッチングというか顔合わせをさせていただいて、それで従事していただくような形の施策というか、そういったものを進めておるところでして、まだまだちょっといろいろ問題というか、なかなかマッチングするまでの時間を要したりとか、その面積とか場所とか費用面、そういったものでちょっと時間かかっているという、そういった状況でございます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

先ほどから支援塾の話も出てますけれども、2017年から支援塾を始められてまして、今年6年目に入っているわけですね。先ほど質問の中で5年間で45名の卒業生がいて就農されているのは14名。今、別途4名の方が就農についてちょっと検討されているという御回答を先ほど聞いておりますけれども、私が作った時点では32名、1年前の数字だったので32名中14名ということなので、半分以下の方しか実際就農されていないわけですね。新規就農のための場所がないのか、それともこの塾には来たけれどもしないのか、その辺の理由ですね。基本的には、基本的という言い方は悪いかもしれないですけど32名、45名でもそうですけど、45名農業に興味があるもしくはし

たいという形で塾に来られてるわけですから、何らかの形で就農していただいているのが基本だと私は考えるんですけども、この就農されていない理由ですね。その辺は  
どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから農業従事者数の平均年齢67.5歳というお話があったと思います。先ほどの才協議員のときにもお話ししたんですが、29年度から2年度までの4年間では32名の方が卒業、卒塾されまして、そのうち14名の44%が今現在、農業のほう  
に従事してるというところなんです。その就農者の内訳なんですけど、現在の塾生も含めましてほとんどが現在、現役世代でして、現在  
主たる仕事に就いておられる方が大半であるというところなんです。この方たちは今回のこの支援塾によりまして農業一本で生計を  
立てていく困難さも知っておられますし、条件が見合った農地が出たとしても、一部本町から助成はしているものの農業用機械の  
導入についての負担等を考えますと、本格的にその農業に参入していくということについては大きな決断を要するというところ  
がございまして。そういった中で現在半数近くが就農しているというところございまして、決して、感覚的なもので申し訳  
ございませんけども、少なくはないのかなと考えておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

支援塾の卒塾生には特例として農地の売買の可能性が  
ありますよね。通常一般の方であれば農業委員会のほうで  
購入したいっ

て言っても買えないっていう形でくると思うんですけども、支援塾の方に対してはその辺の話し合いの中で土地の購入も可能、  
実際売の方がおられるかは別にして、購入することもできるというちょっと特殊な条件もつけている状態で塾に通われて  
いると思うんですけども、確かに現役世代で完全なる就農ではなくても、実際、週末以外にも平日にもたまに様子見に  
来たりされてますし、時間あるときに実際されてるわけなので、農業一本でっていう考え方でなくても兼業でできる  
ことはできると思うんですけども、やはりそういったところももう少し、一番の理想はこの支援塾を卒業してここで  
就農していただいて、さらにここに住んでいただくっていうのが最終の一番の理想なのかもしれませんが、そこ  
までは無理にしても、例えば大きな土地をするのはまず無理ですよ。機械の導入等もありますし、なかなか  
難しいんですけど、何人かのグループである程度の規模の農地を共同でしたいっていうことはできると思うので、  
やはりそういうふうなこともできるっていうことは多分おっしゃられてると思うんですけど、実際にそういうことを  
みんなができる環境をもっと整えていかないと駄目なんじゃないかなと思うんですけども。なかなか私も、家  
にちっちゃい畑と田んぼありますけど自分じゃできないんで人にしてもらってるような状態ですから、あんまり偉  
そうなことは言えないんですけど、そういった塾でやっぱり農業にちょっと興味を持ってきてもらってる方に  
できるだけしてもらって環境を整えて、してもらおうということをしていただければお願いしたいなと思  
います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

その就農者の方に対してですけれども、予算が限られてるところではございますけれども、その塾生もしくは卒業生に対して農地の紹介、地権者とのマッチングとか営農相談等は随時やっておるというところでして、あとそのお金の面なんですけど、有害鳥獣用の防護柵の設置とか、あと農業用園芸ハウスの設置の補助であるとか、あと議員もおっしゃった農業機械等の購入の補助ですね。そういったものも塾生もしくはその卒業生に対してはその都度御案内してその意向等について確認しておるというところがございます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

その辺はお願いしておいて、実際、新規就農に関しては国の補助金で3年間補助金が出たりとかいろいろな支援がたくさんあるんですけど、現在就農されてる方に対してどういった補助金が出たりとか、どういった助成があるのかっていうことについて、実際、就農されてる方にどれほど情報を開示されているのか、その辺をお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

補助等に対する情報の関係なんですけど、毎年4月に行政連絡協議会で有害鳥獣被害防止柵等の補助とか園芸用のハウスの設置の補助とか、そういったものについて御案内しておるところでございます。あと本町のホームページ等にも情報提供は引き続きしていきたいと考えております。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

やはりそういった情報を皆さんにいっぱい提供していただいて、少しでも豊能町の中で農業を続けていただけるように環境を整えていっていただければと思います。

続きまして3番目ですね。御当地ナンバーについてお伺いします。当初、地域振興を目的として平成29年に第1回が始まり、今回、先日3回目の募集が始まりました。1回目で41地区、2回目で17地区が導入されています。今回、通常であれば一般乗用車のみ条件なんですけど、条件緩和で軽自動車も含めた台数で、少し緩和された状況で募集が始まっているんですけど、大阪ナンバーの管轄区域もしくは近隣ですね。そういったところと連携して御当地ナンバーを導入するという事は考えられていないんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

御当地ナンバーの導入についてということなんですけれども、議員おっしゃるとおり、この御当地ナンバーはナンバープレートの多角的な活用を図り地域振興や観光振興に活用する観点から地域の要望に応えるために国土交通省において始められた制度でございます。導入においては対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること、あるいは地域内に複数の自治体があり、登録数がおおむね5万台を越え、地域表示が相当程度の知名度を有することなどの要件があり、何より地域住民の合意形成が重要な要件とされているところです。現在、全国的には議員もおっしゃったように増加の傾向にあるというところがございますが、本町を取り巻く近隣自治体では残念ながら

そういった動きは今のところなく、車両台数や人口も少ない本町からの働きかけだけではなかなか実現は難しいところなのかなというふうに考えております。ただ、周辺地域でそういった動きがあるようでしたらそういった対応も考えていくことになるかと思えます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

先日、大阪の陸運局のほうに登録車の台数を確認させていただきました。豊能町は登録車の台数は6,900台、能勢町が4,500台、約ですね。箕面市が4万3,000台、池田市が2万7,000台、豊中市は10万3,000台。これ普通乗用というか軽自動車を除いた状態でこの数が最近の数として出ています。先ほどの要件からすると豊中市は独自の自治体単独で登録をする要件に満たしているという形になりますので、豊能地区という意味でいえば豊中も入るんですが、豊中を除いたとして、ほかの地区でいえば10万台には全く満たない状態で、何個かを一緒にして5万台というところであれば池田・箕面もしくは箕面・豊能・能勢だけでもできるような形にはなりません。実際この導入自体が、あんまり、実際導入した後に図柄入りのプレートをつけられているというところで見ると、全国の平均は1%を切ってるんですよ、導入されたところの中で。なので実際その図柄入りまでっていうところはどうかかっていうところはあるんですが、導入した中でナンバー自身は、名前は変わりますけれども、絵柄があるかないかをまず選べるのと、あるのも白黒とカラーが選べるっていう形で3種類のナンバーが一応選べるようになってるんですよ。カラーの場合のみ寄附が1,000円以上の寄附で導入できるっていう形と、あと通常のナンバープレー

トを導入するよりも少しお金が高くなるっていうちょっと問題点があるので、なかなかメリット・デメリットいろいろあって一概に、実際、地域振興を目的として導入されてますけど地域振興にはあまりなっていないっていう実態もあるので、いいのか悪いのかっていうところは実際私も思っていますけど、ただ、これは車のナンバー自体の考え方として、国のほうが、どうしても希望ナンバー制の中であるナンバーだけがが増えていく中で、ナンバーの枯渇の問題もあり、それもこういうふうに地域ナンバー導入することによって新しいナンバーが増える形で枯渇をちょっと解消できるっていう考え方も少しあるようなので、一応メリット・デメリットを考えた上で、ほかの地区からの声ではなくて豊能町から作ってみませんかという、この数字でいうと豊能・能勢・池田ではできない。箕面は入ってもらわないとできないので、例えば箕面市にちょっと声をかけるとか、あと今言った大阪のナンバー管轄区内っていうのが、大阪市はなにわナンバーですので、を除く八尾市以北なので、かなり広範囲になるんですけど、そういったところの、そうなるともうそれこそ各自治体一つで十分ナンバーとれるようなところはたくさんあるから難しいのかもしれないですけど、どこか何地区か合わせて導入する、声だけはちょっと一旦こういうの今出てるけどやってみないみたいなのをしてもらったらどうかと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

少しちょっと話がずれるかも分かりませんが、町制40周年のときにとよのん

の、バイクのナンバーでとよのんのデザインをしたナンバーを発行したことがあるんですけども、それは大変かわいらしいとかっていう好評をいただいております、ほぼ出てしまったというような状況があります。ただこの御当地ナンバーというのは、例えば今おっしゃっている池田・豊中、豊中はなしですね。箕面・池田・能勢・豊能というようなところで5万台を超えてきますので、そこでやった場合、例えば豊能という、豊能地区になりますから豊能というナンバーにするとします。それを例えば選択しますと、今度大阪ナンバーというのは使えなくなるそうなんです。豊能町独自の場合は、やった場合はとよのんのプレートと普通のプレートが選べたんですけども、もうそういうふうに変更してしまうと完全に大阪ナンバーはつけたくてもつけられなくなるというような、デメリットと云っていいのかどうか、ちょっとそこは問題があるかも分かりませんが、そういったこともあります。そういったことを考えますと、なかなかこの小さな自治体から働きかけるといのは難しいのではないかなというふうに考えたりしておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

おっしゃるとおり、一度プレートの名前を変えてしまうと大阪ナンバー選べなくなるのは事実なんですよね。ただ、地域に愛着を持ってもらえるようなナンバーで、大阪ナンバーよりこっちのナンバーがよかったって思えるような名前をつけ、豊能地区で豊能というのが一番、私ももしもやったら理想だとは思いますが、例えば北大阪ナンバーであったり、北摂ナンバーであったり、勝手に自分で、あんなんあったら

ええな、こんなんあったらええなって勝手に考えているだけなのであれなんですけど、そういった何か地域と密着して愛着を持てるようなナンバーで、みんながそこで登録したいと思ってもらえるような絵柄を考えて、それがもともとの発想の、始まりで地域振興というところなので、そういうこと、それはあれなんですけどね。そういうところもあってどうかなっていったことと、あと、ちょっと寄附の話になるんですけども、ここで寄附でされたお金に関しては、単独は無理なので基本的に何か所かで協議会を作った形で活動することにはなると思いますが、協議会のほうで申請すれば、一部その寄附金を活用して地域振興に使えたりするっていうところがあるので、少しお金のない中でそういった部分で地域振興に使えたりしたらいいのかなっていうことも考えて御当地ナンバー、協議会の場合は豊能町だけで使えるようなものではないのかもしれないですけど、実際、去年、一昨年の図柄のナンバーを登録したところで、例えば地域振興のビラを配るための補助金として20万円申請してあるところがあったりとか、そういった部分もあるので、その寄附金を目当てにしてたら怒られますけど、そういう寄附金でも振興ができるのかなと思ったので、今回ちょっと御提案をさせていただきました。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

寄附金のことまでは私もちょっと存じ上げませんで、勉強させていただけたらと思います。またそれについてはさらに調べさせていただけたらというふうに思います。地域の協議会みたいなものがございまして、そんなお話ありますかという程度のこ

とであれば聞ける機会もあるかなというふうに思うんですけども、何回も同じ話になります、なかなか本町からそういった働きかけをするというのはなかなか難しいかなというふうなところですので、お話としてこういったお話があってという程度のお話はできるかとは思いますが、実現に向けてはちょっとなかなか積極的に動くというのは難しいということをお話いただけたらと思います。

○議長（管野英美子君）

池田忠史議員。

○1番（池田忠史君）

あくまでも、もしそういう機会があれば少しちょっとお願いできたらなという形でお願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（管野英美子君）

以上で、池田忠史議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永谷幸弘議員を指名いたします。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

皆様、こんにちは。

議長より御指名いただきましたので、7番、公明党、永谷幸弘の一般質問を通告のとおりさせていただきます。大変お疲れも出ているようで、また睡魔が襲ってきますけども、理事者側におかれましては町民の暮らしの向上や安心・安全のまちづくりのための積極的なまた具体的な答弁をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、通告書1点目の、3歳6か月児健診の視力検査に屈折検査の導入について質問をいたします。

御存じのように、弱視などの目の異常と申しますのは、視覚が発達する感受性のある適切な時期に治療を行うと治る可能性が高いと言われております。反対に治療しないままだと、その後眼鏡をかけても十分な視力を得ることができなくなると。人間の感覚器官の中で視覚からの情報量は8割と言われております。生きていく上で大切な器官であり、また将来の学校生活や職業にも大きく影響いたします。子どもの視力というのは、生まれてから6歳ぐらいまで発達していきます。この間に異常がありますと、ものを見極める能力が十分に育たない弱視のままになるおそれがありますけれども、早期に発見して治療すれば回復が期待できると言われております。数年前からですが、この視力検査の一次検査で屈折検査機器を導入する自治体が増えております。この機器に1秒ほど目を通して見れば目の異常が発見できるという機器でございます。導入した自治体では一次検査で弱視等の発見率が上がり、またこの検査で精密検査が必要とされた子どもを地域の眼科医への受診につなげております。この結果を受けて厚労省は、導入を希望する市区町村に対して機器の導入費用を半額補助する方針を決めております。3月の定例会議でも私から申し上げましたけれども、厚労省母子保健対策関係、令和4年度予算案の概要におきましても、成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進の中で、これについては新規項目となりますけれども、母子保健対策強化事業において母子保健に関する記録の電子化及び各種検診に必要な備品、この中には屈折検査機器等が入っておりますけれども、その整備、地域の実情に応じた母

子保健対策の強化を図るための事業を創設すると明記されております。また大阪府の令和4年度当初予算の中で暮らしを支えるセーフティネットの充実においても新規項目といたしまして、弱視児早期発見に向けた屈折検査導入支援事業、約3,000万円が計上されております。つまり3歳児健診におきまして弱視の見逃し防止に有用な屈折検査を推進するため、市区町村に対し検査導入費用を支援するわけでございます。補助額といたしましては、検査機器を新規または追加で導入して検査を実施する場合、一つの検査会場当たり定額で30万円がついております。豊能町でも導入されれば一次検査での目の異常の発見率は上がりまして、治療につながる子どもが増えるはずでございます。本町における一次検査の概要につきましては昨年の12月の担当部長からは、健診前に一次検査として家庭で行うこととなっており、2.5メートルの距離で視力0.5に相当するランドルト環、これはよく視力検査で使いますCの形をしたあのことを言うんですけども、これを用いてランドルト環での視力検査が難しい子どもにつきましては絵を用いて左右の視力を保護者が検査し、目に対しての心配事とともに問診票に書き込むことで実施しておるところでございますという。また健診までに家庭で実施できない場合は当日健診会場でも実施できるものとなっております。問診票の記載において、視力検査で見えなかった子どもや当日の健診時の聞き取り状況の内容によりましては、眼科医の受診をおすすめすることとなっておりますという答弁をいただきました。このように現在の豊能町の一次検査は家庭内で保護者が行っております。推奨する方法で完璧に行えば何らかの異常は発見できるはずでございます。しかしその方法を十分に守らず検査したり、また検

査せずに異常なしと報告してしまうと一次検査はパスしてしまいます。それは異常の発見に至らず、また治療を受けられないまま成長し、後から生活に支障を来している子どもが一定数いるはずでございます。今後、屈折検査機器の導入で一次検査での発見率が上がり治療を始めることができる子どもが一人でも増えることを私は期待しております。

人生100年時代においては、視力は生涯の財産であります。昨年12月また今年3月の一般質問で、乳幼児健診の視力検査に屈折検査導入の必要性を訴えました。3月の一般質問において町長からは、早期発見そして早期治療というのが本当に子どもさんにとって重要なものであるということ、今回厚労省のほうからもそれから大阪府からも示されましたので早期に検討してまいりますという、そういう答弁をいただいております。そこでまず現在の進捗状況について伺います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えさせていただきます。

議員から今までにずっと御要望もいただいております。今現在の進捗状況ということで質問いただいたと思っております。

これまで議員のほうから御質問いただいております3歳6か月健診の視力検査におけます屈折検査の導入についてでございますが、先ほどもございましたように3月定例会議におきまして既に大阪府内で実施している7市の様々な価格帯や検査機器の購入、またレンタル状況、機器を扱う専門職並びに制度導入に係る補助制度についてもお答えをさせていただきました。先ほど御質問いただいたとおりでございます。こ

れまでもお答えしておりましたとおり、3歳6か月健診時における目の屈折や斜視などの眼位をフォトスクリーナーを用いて視力検査の屈折検査を実施することにより御指摘のお子様の弱視を発見し、治療につながる重要な機会というように理解しております。屈折検査を併用すれば弱視の発見率が上がるということも十分理解しております。ただいま本町におきましては財政状況が厳しい中ではございますけれども、現在示されている、先ほども御指摘ございました国庫補助金でありますとか府の補助金をうまく活用いたしまして、さらに実施市町村への具体的な検査時のスタッフの配置等のヒアリングも行いながら、実施に向け検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ただいまの検討項目もお聞きさせていただきました。財政の話もございまして、現在令和4年度でもコロナ対策金が当然今入っております。そういう意味ではそれも使ってもどうかなという個人的な考えもあるんですけれども、いろいろな対策、職員さんの話とかあったんですけれども、私としてはその辺のところをコロナ対策金を使って今年度中にするという、そういう導入時期を示してほしいという気持ちがあったんですけれども、今の担当部長のほうからのるるお話聞きましたけれども、明確に導入時期を示すことができないという、そういうもし何か要因がございましたら、先ほどのるる聞いたんですけれども、もしございましたらちょっと聞きたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど補助制度につきまして議員のほうから申し上げていただきました。国庫補助制度、特に注目したいのは府の制度でございまして、ここにつきましては先ほど御案内もございましたけれども30万円の定額補助ということで、府から示されておりますのは今年度と来年度2か年の事業ということをお聞きしております。ということですので早急に始めていきたいというふうにご考えておるんですけれども、ただ、3歳6か月健診、これは年に数回実施しておるんですけれども、できれば年度のスタートから行えればということをご考えてございまして、途中からするということになりましてちょっと困難といたしますか、混乱が出てくるかなと思っております、できれば年度当初のスタートということをごイメージしてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

年度当初ということで今ちょっと確認させていただきました。途中からではなかなかおかしいということで。担当部長から答弁いただきまして、この進捗状況についても町長から3月議会のときに前向きに検討と聞いておりますけれども、この補助事業があるうちに早く活用して早期に検査体制を構築することで子どもの弱視を早期に発見できます。また治療につながることで考えますので、担当部長からお話聞きましたけれども町長のほうからも力強い御見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

前回からも御指摘をいただいて我々も調査をさせていただき、大阪府からの補助金もごございますので、安心した子育てができる町というところで母子保健についてやはり前向きに進めるということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

それでは早期に実現されることを期待いたしまして次の質問に移らせていただきます。

次に通告書2点目の、新生児聴覚検査の導入と助成について質問いたします。この件につきましては平成28年6月の定例会議で初めて私が質問してからちょうど6年が過ぎました。この6年間長いという感想は常々持っておるんですけども、その中でなかなか町から御決断をいただいてない状況でございます。これは厚労省の厚生科学研究所によりますと、生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴の新生児は1,000人に1人から2人の割合で聴覚障害を持って生まれてくると言われております。その先天性聴覚障害というのは、耳からの情報に制約があるために言語発達が遅れてコミュニケーションの障害のほかにも情緒面とかまた社会性の発達にも影響が生じますと。聴覚障害を早期に発見して適切な支援を行えば聴覚障害による影響が最小限に抑えられる。またコミュニケーション、言語の発達が促進されまして社会参加が容易になると言われております。つまり早期に発見して、早期から補聴器とか人工内耳などの治療をすることはその後の療育にも影響するというところでございます。反対に発見が遅れます

と言葉の発達も遅くなりまして、コミュニケーションに支障を来す可能性があるともた指摘されております。新生児聴覚検査を受けた子どもは早期療育に至る確率が受けていない子どもよりも20倍も高く、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究結果も出ております。このような医学的エビデンスに基づきまして2012年度から母子手帳に結果を記載する欄を設けるなど国も積極的に推奨しまして、検査費用は地方交付税による財源措置の対象となっています。産婦人科医会では検査費用が補助されている自治体では実施率が高いという、そういう調査結果が出ているとコメントもしております。厚労省から全自治体に公費助成の導入など受診を促す対応を求める通知も実際出ております。費用につきましては1回当たり5,000円程度で、中には費用面が壁になって検査を受けないと判断するお母さんもいらっしゃいます。人とのコミュニケーションというのは孤立を防ぎましてその後の人生を大きく左右します。だからこそ私は早期発見が重要であると考えております。昨年12月、担当部長からは検査費用の助成につきましても府内の実施状況を鑑みまして実施に向けて検討してまいりたいというところがございますとの答弁をいただいております。そこで豊能町においても全ての赤ちゃんが聴覚検査を受診できるように、新生児聴覚検査の導入と検査費の助成について伺います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えさせていただきます。

議員お尋ねの新生児聴覚検査についてでございます。これも長年の御要望もいただいているのを承知してございます。耳の聞

こえの障害を早い時期に発見するために出生後間もない時期に実施する検査となっております。検査では眠っている赤ちゃんに小さな音を聞かせまして、その刺激への反応をコンピュータで解析、判定をしますのでございます。そこでより詳しい検査が必要となった赤ちゃんにつきましては子どもの難聴に関わる専門家が耳の聞こえの発達に応じて慎重に診断することとなっております。検査にはOAE、耳音響放射検査と自動ABR、聴性脳幹反応検査の二つがございまして、自動ABR検査のほうがより精度が高いという検査になってございまして、初回検査及び確認検査は自動ABR検査のほうが望ましいとされているところでございます。この検査によりまして赤ちゃんの難聴は生後早期の検査がきっかけで分かることが多くなることから、先ほどおっしゃっていただいておりますように検査の重要性については十分認識してございまして、早期発見、早期療育につながると認識してございます。先ほどもちょっとございましたが、大阪府内の市町村の状況でございまして、おおむね約半数の市町村が検査費の助成制度を設けてございます。私どもの調査では3年の11月現在でございまして43市町村中23の市町村が実施、検討されているのが4市町村、未実施の市町村が16ということで理解してございます。助成額につきましてもOAE検査につきましてもは4,000円から6,700円程度の助成、自動ABR検査については1,500円から3,000円程度と様々な状況になってございます。先ほど議員がおっしゃっていただきましたように交付税算入ということもございまして、さらにその助成額の上限額等いろいろ詳しく検討いたしまして、実施時期については早い時期に実施できるように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

実施時期の話出まして早い時期ということなんですけども、先ほども屈折検査につきましてもちょっとお話しさせていただいて、ある程度の部長のほうから答弁をいただいたんですけども、この新生児聴覚検査につきましてもそのような感じであってよろしいのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えします。

なかなか予算のこともございますのでここで私のほうから正確といいますか、申し上げることはできませんが、来年度実施できるように内部的に調整してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

それでは早期に実施されることを期待いたしまして次の質問に移りたいと思います。

次に通告書3点目のヤングケアラー支援の強化について質問いたします。政府は家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子ども、これはヤングケアラーについてですね。昨年4月に中学生と高校生、また今年4月には小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しております。御紹介いたしますと、昨年4月に発表されたのは、全国の公立中学校に通う2年生、解答者は5,558人や、全日制高校の2年生回答者は7,407人らを対象に、2020年12月から21年2月にかけてインターネッ

トで調査した結果でございます。これによりますと世話をする家族がいると答えた割合は中学2年生が5.7%、17人に1人ですね。全日制高校2年生は4.1%で約24人に1人です。そして世話をする家族がいると答えた生徒のうち頻度がほぼ毎日と答えたのは中学2年生で45.1%、全日制高校2年生は47.6%に上っております。約半数近いですね。そういうデータが出てきております。また平日1日に世話に費やしている時間は、中2が平均4時間、また高2が3.8時間。その上で7時間以上の回答が約1割あったということでございます。そして世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたところ、兄弟が中2で61.8%、高2で44.3%と最も多かったということでございます。また世話をする家族がいる中高生の6割以上は相談件数がなかったことが判明しております。ですから誰にも相談できないという、そういう実態が出てきたということでございます。さらに今年1月には全国の小学生、小学校6年生ですね。9,759人を対象に郵送などで調査を実施しまして、今年の4月に発表しております。小学6年生では世話をする家族がいるのは631人で約15人に1人に相当する。率では6.5%でございます。家族の内訳は複数回答で兄弟がやはり最多でありました。平日1日に世話に費やしている時間は1、2時間未満が27.4%と最も多く、7.1%が7時間以上という。ですからすごい率ですね、7時間以上というのは。そういうデータが出ております。世話をする家族がいる児童はいない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への懸念がされるところでございます。また世話をする児童の半数以上が特にきつさは感じてないという、率直な意見だと思いますけれども回答しまして、家族の世話による制約も6割以上

が特にないというふうに答えているらしいんですね。この点については厚労省は、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定程度いると。ですからこれは当たり前やというふうに考えてる子どもたちが多いということですね。

3月定例会議におきましてお話しさせていただきましたけれども、ヤングケアラーの支援に向けた国の支援策としましては大きく四つの支援策が検討されております。これは大事な点ですけれども、まずは一つ目が早期把握であると。我々は早期に把握しなければならないと。国もまずはヤングケアラーをいち早く見つけてまして支援につなげることが重要だと考えております。早期把握のための支援策では、まず教育関係者また医療、介護、福祉の関係者、児童委員や子ども食堂などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうこととしております。また自治体ごとに地域の実情を把握してもらうために独自に実態調査を行うことも推進していくこととしております。次の、国の支援策二つ目は相談支援。実態調査ではヤングケアラーの6割以上が誰かに相談した経験がないという、そういうデータが先ほど出ておりましたけれども、このため家族の世話や介護を経験した人などが、対面だけではなくSNSなどオンラインで相談を受け付ける取組を進めることにしております。また子どもたちの相談に乗るスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置を支援しまして、相談機能を強化し、福祉サービスのほか民間の学習支援などにつなげていきたいとしております。三つ目の支援策は家事・育児支援。というのは世話をしている家族で最も多かったのは中学生、高校生、いずれも兄弟ということですね。先ほどデータございましたけれども、兄弟の世話を始めた時期は

小学生の頃が多く、時間的余裕がないという回答も多く見られました。またひとり親家族の場合は見守りのほか家事や保育所への送迎など、担っている役割が大きいことも上がっております。このために家庭での家事とか育児を支援する新たなサービスを創設することにしております。最後、国の支援策四つ目は介護福祉サービスの提供ということで、つまり同居する家族に病気や障害があるなどして治療や介護が必要な場合、既に医療や介護の事業所のスタッフなどが家庭と関わりを持っていることがあります。しかしながらどのようなサービスを利用してもらうか検討する際に子どもによる介護を前提としているケースがあるという指摘がございました。つまり在宅で介護する人がいるとして介護サービスを利用する必要がないと判断されているおそれも実際にあるんだという、そういうことでございます。このために子どもが主に介護を担っている家庭には子どもによる介護を前提とせず在宅向けの介護サービスの提供を十分に検討するよう自治体などに周知することとしております。既に行ってると思えますけれども。なお国は支援を進めるに当たって大事なこととして、ヤングケアラーの認知度を高める取組を進めることにしていますが、その際の注意点といたしましては、ヤングケアラーであることは悪いことだと受け止めないようにすることが大事だとされております。課題があるのは子どもたちが家族の世話や介護をしていることではなく、それが過度な負担になって勉強に支障を来したり子どもらしい生活が送れなかったりすることです。今年の3月定例会議でこの件について質問したときに、当時のこども未来部長からは、実態ということで答えさせていただきますと。教育委員会ですので小中学校においてはという話

になるんですが、現在ヤングケアラーとして報告が上がっているのはありません。しかしヤングケアラーに近い状況で年少の兄弟の面倒を見ていたり、親のほうで支援が必要で親のサポートをしていたりする児童生徒の報告は受けていますが、そのために学校を長期的に休んだり学習に遅れが出ているような事案の報告はございませんという答弁をいただきました。なるほどなと私も聞いてたんですけども、しかしながらこのたび、政府はヤングケアラーへの支援を強化するために、今年度から3年間を集中取扱期間と定めております。各自治体にもそういう情報は当然入っておるんですけども、自治体に対する支援策として積極的な広報ですね。また自治体単位の実態調査、関係機関の職員研修など、国が財政支援してくれます。加えて自治体と関係機関、支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置ですね。またヤングケアラーへの訪問支援事業等も行うと国はしております。そこで我が本町についての取組をこれから伺いたいんですけども、まず初めに、積極的な広報活動、本町としましてどのようにされるのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を子どもたちが日常的に行っている状況で、子どもたちの時間が失われるなど社会問題となっております。広報につきましては、そういった意識の醸成を住民全体に図る必要があると考えております。どういった形で広報をするかというのはまた各それぞれ担当課と協議をいたしまして積極的な広報に努めてま

いりたいと思います。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

具体的に広報というのは大体広報とよの、ホームページもしくは町の広報板等を利用してするのかなという、私はそういう意識でおるんですけども、それ以上もしあれば、そんな感じかなということは感じておりますけれども、そういう程度で取りあえず現在のところそういう程度でお考えでよろしいでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

基本的には先ほど永谷議員がおっしゃっていただきました広報とよの、ホームページ、後はチラシ等々で啓発のほうを凶ってまいりたいと思います。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

そうですね。それ以外にもしあれば積極的な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にヤングケアラーは支援が必要であっても表面化しにくい構造でございますので、支援策を検討するための教育面、福祉の面からの実態調査について伺いたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町の学校での児童生徒の実態調査の把握につきましては、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

を派遣し、児童生徒や教職員と面談等を行い、聞き取りながら、ヤングケアラーの傾向にある児童生徒がいないか注意をしています。また小中学校では学期ごとに生活アンケートを実施しており、その回答内容から児童生徒の状況把握に努めているところでございます。またヤングケアラーの傾向にある児童生徒の報告を受けた際には、福祉課や社会福祉協議会、子ども家庭センターなどと連携を図りながら必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

福祉の面で答弁いただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えさせていただきます。

先ほど入江部長が回答させていただいたのが全てになると思うんですけども、私どもの部といたしましても本年大阪府のほうで、大阪府の福祉部の事業といたしまして府民向けの啓発フォーラムを実施されたり、さらに、私ども市町村職員でありますとか、福祉専門職を対象に研修を実施するようなことも考えておられるようです。また市町村の課長会議を圏域でやられるということも予定に入っております。先ほどありました私ども福祉管轄の事業所とか地域包括支援センターへのアンケート、聞き取りということも大阪府で準備されているようです。先ほども広報のこともございました。大前提といたしましてお子様を介護力の一つとみなさないというのは、これは大前提だと思っております。私どもの所管している部といたしましてはいろいろな、チャンネルと言いますか、地域の民生委員

さんであったり社会福祉協議会であったり介護保険の事業所であったり障害福祉の事業所であったり、いろいろな相談支援をしている場所がございますので、その情報をしっかり吸い上げて、場合によってはといいますか必ず教育委員会さんとつなげていくということを考えております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

次にヤングケアラーの発見や支援策に関わる関係機関、学校とか教育委員会、本町の中では地域包括支援センター、保健福祉センター、特にそのほか福祉関係などの職員研修についてどうようにされるのか、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

まずはやはりふだん相談支援等に関わっている職員にこういう理解をするということが一番大事なのかなというふうに考えてございます。まだちょっと大阪府からそういう御案内はないように思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、このヤングケアラー関係につきましては大阪府の福祉部さんのほうから、圏域の課長会議であったり、今後こういう研修会が行われるように聞いておりますので、なるべく参加していただくように働きかけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

教育委員会から何か出てきます。研修。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えします。

先ほど言いましたスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとも、そのようなヤングケアラーの情報共有を図りながら、場合によっては福祉部門につなげていく、そのようなことを学校関係者とともに連携を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

国の発表が早かったので、まだ府から届いてないという話なんですけども、我々公明党の伊藤孝江参議院議員が中心となって、これずっと進めておりました。公明新聞からお話を即いただいて、4月、6月ですので少し早いかなという気もしたんですけども、そういう現状をしっかりと、我々とともに理事者側も理解してほしいということで、ちょっと質問させていただきました。

次に、地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するために、自治体と関係機関、また支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置ですね。これ実際に今後の話になると思うんですけども、どのようにお考えなのか、もし答弁ができればよろしく申し上げます。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

やはりこういうケースといますか、につきましては、やはりコーディネーターというのが全て大事なのかなという理解はしてございます。ただ、今の第一段階といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、まずそれに対応する職員が理解のところがまず大事なのかなと思ってございます。ほかの、別にヤングケアラーという事例じゃなくても、福祉の相談についてはいろいろございます。そこでは社会福祉士を中心にコーディネートをずっとしておりますけれども、やはりそういう手法は職員としては身に着けておるつもりですので。あとは、そういう相談支援を受けた職員がいかにか横展開をして御家族を支えていくかということが課題になると思いますので、その職種についての必要性は認めてございますが、すぐに配置ということはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

これもケースバイケースというところもありまして、私も豊能町としてヤングケアラーコーディネーターを配置することについての状況もありますので、これは別に強制という言い方おかしいですけど、あれなんですけど、その状況を踏まえてまた御検討のほどよろしく願いいたしたいと思えます。

もう1点、ヤングケアラーへの訪問支援事業ですね。これを実際町としてどういうように考えておられるのか伺いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

実際問題、そういうケースが発生した場合につきましては、当然私ども関係職員が御訪問させていただくということになると思います。今後の展開次第という言い方はちょっとあれなのかもしれないんですが、必要に応じて、やはり件数が増えてまいりますとなかなか対応ができにくくなる可能性もございますので、その将来を見据えた中でその必要性が出てくれば、うまく補助制度を使いながらやればいいのかと思っておりますが、現在のところ全ての、ヤングケアラー以外の相談についても全て職員が訪問したりしてございますので、同じ手法を用いて実行していきたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

そうですね。これから豊能町としてもしっかりと構築していくという、そういうタイミングだと思いますので、あとすみません、町長の力強い御見解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。ヤングケアラーもそうですけれども、昨日も報道でありましたように、孤立、そういう問題というのが非常に取り上げられております。いかに寄り添っていくかというのは、役場の中でどれだけ情報共有ができるか、そのセンシビリティというか、その感覚が一番必要でございます。住民の方々と目線が合う、それから人数も少ない中ではございますけれども、1対1の関係が非常に構築しやすい町ですので、こういうところについては町の中でしっかりと横ぐしが通れるように

させていただきたいと思います。国のほうはそういう孤立・孤独のところは担当課を明確にしろというような通達が閣議決定されたみたいですが、そういうことでは町ではなくて、もう本当に横ぐしを通した、今も本当にきめ細かい活動、まだまだ足りないかも分かりませんが、そういうところをやっておりますので、それを醸成していきたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

それでは次に、通告書4点目のアピアランスケア支援の必要性について質問いたします。

がんですね。がんは国民の2人に1人が生涯のうちにかかると言われていたほどの国民病になっております。しかし医療の進歩によりまして不治の病から治る病気になってきました。治療法とか検査技術の進歩によりましてがん患者の生存率は延びております。がんが治った人や、治療を受けながら仕事などの社会生活を営む人は今後ますます増えていくと思われまます。治療と仕事の両立を始めとする生活支援を一層強め、がん対策の柱の一つであるがんと共生のさらなる推進が求められます。こうした中で、今注目されているのがアピアランス、というのは外見という意味なんですけど、アピアランスケアというですね。アピアランスケアとは、外見のサポートを通じて、がん患者の生活の質の向上に向けた取組のことを言います。がん患者の体には、手術とか抗がん剤、放射線などにより傷痕が残ったり皮膚や爪の変色、脱毛といった外見の変化を生じることがございます。特に脱毛というのは患者の外見を大きく変えるため、学校や職場に通う際のストレスになることが多く、子どもや若者、女性への影響

は大きいと言われております。がん患者にとって治療前とは異なる自分の姿は、仕事や交流をする上で大きな障害となりやすいと。こうした外見変化に関する患者の悩みに対し、医学的・技術的・心理的に支援するのがアピアランスでございます。例えば抗がん剤治療などで髪が抜けるなど外見の変化に対して医療用ウィッグを使いまして精神面からのサポートを通じて生活の質の向上につなげることなどがございます。国の第3期がん対策推進基本計画では、がん患者等の就労を含めた社会的な問題の中でがん治療に伴う外見の変化、爪、皮膚障害、脱毛等について触れられております。抗がん剤治療を行った場合、副作用で髪の毛が抜ける場合もあり、髪の毛が抜けることの精神的なダメージは非常に大きく、そのことが原因で社会へ出ることを避けるようになってしまった方もいるために、がん患者が自分らしく安心して暮らせるための支援が必要であると考えます。医療用ウィッグは健康保険の対象外ですので実費購入しなければならず、また経済的な負担も大きいわけでございます。しかし、がん患者の方の治療と就労、社会参加等の両立を支援し、また療養生活の質の向上を図っていくことが大切でございます。そこで、がん患者が自分らしく安心して暮らすために、医療用ウィッグの購入費に対して費用補助が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

アピアランスケアにつきましては議員のほうからかなり丁寧に御説明いただきましたので全くそのとおりで思っております。現在、アピアランスケアによるがん患者の

生活の質の向上の取組に向けましたことにつきましても、まず調査や研究により患者や医療従事者においてその認知度が低いことが課題とされておりまして、こうした取組の必要性について広い関心や情報の普及が図られる必要があるものと現在考えてございます。本町といたしましては、国や大阪府から提供されましたアピアランスケアについてのリーフレットや小冊子などの活用によりまして、まずは情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。実際、府下の中にもウイッグ等の補助をされている自治体も見ております。さらにこの辺の府下の状況も見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

もう一つはアピアランスケアという和外見にのみとらわれがちでございますけれど、重要なのはこころのケアですね。これを行う、相談体制の整備強化があるということでございます。近年メンタルヘルスの重要性が一層高まっておりまして、メンタルヘルスとはこころの健康、精神保健といった意味として表現されております。こころの病気で病院に通院や入院をしている人たちは国内で400万人を超えまして、日本人のおよそ30人に1人の割合になっております。そこで本町においてもこの窓口を設置して、臨床心理士によるこころのケアなどの支援が必要であると考えますがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃったようにこころのケアというものは非常に大事なものであるというふうに認識をしております。ただ、まだ国の段階では各専門病院、例えば国立がんセンターでありますとかそういう大きながんセンターの病院でありますとかに配置されてるということをちょっと耳にしております。本来は身近な場所で身近な相談を受けれるというのは、ここは究極の目的だと思うんですが、今の段階ではまだちょっと専門性に乏しいところもございまして、まずは専門機関での相談という形にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

時間がございません。最後にいきます。通告書5点目のパスポートのオンライン申請について質問いたします。パスポートの申請受付につきましては、これまで大阪市のパスポートセンターまで行かなければならず、住民には費用的にも時間的にも大きな負担がかかっていました。そして住民からの要望を受けまして私が平成26年6月の一般質問で初めて取り上げました。それから3年後の平成29年7月より池田市への事務委託により現在池田市役所1階のパスポート申請窓口で行われております。今年の4月20日にはパスポートの新規発行や更新手続をオンラインでできるようにする改正旅券法が可決成立いたしました。これは行政のデジタル化の一環で利用者の利便性向上を図るものでございます。外務省によりますと、まず更新手続のオンライン化は今年度末頃から現都道府県で可能になる見通しであると。また新規発行についてはシステム整備に時間を要するため2024年度、これから2年後ですね、中の実施を目指す

いうことをございます。そこで池田市へ事務委託している本町といたしまして、今後パスポートの更新や新規発行の手続についてはどのような流れになるのか、もし分かっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

パスポートのオンライン申請ということですが、おっしゃるように令和2年12月25日に閣議決定され、デジタルガバメント実行計画に基づき領事業務情報システムを改修し、令和4年度中からオンラインによる申請が可能となります。現在は申請と受取の合計2回、窓口に出向く必要がありますが、導入後の受け取りは1回で済むようになると思われま。本町は議員おっしゃるように池田市にパスポート発給業務を委託しておりまして、オンライン申請制度の導入後も池田市との委託契約は継続していきたいというふうに考えております。導入時期につきましても、池田市の動向によりその時期が決まってくるかと思うんですけれども、現在池田市においても導入時期について検討中と聞いておりますので、引き続き連絡調整を行いながら導入に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。具体的な時期が決まりましたら広報やホームページ等でお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

それではこれで永谷幸弘の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

以上で、永谷幸弘議員の一般質問を終わ

ります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

（午後2時59分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に中川敦司議員を指名いたします。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

議長から御指名をいただきました中川でございます。さてこの6月の定例会議の一般質問におきましてはウクライナ関連などの国際支援についての対応などについて質問を考えております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

では順番をちょっと変えますけれども、通告書の6番、ナンバー6番のウクライナ支援と世界の食糧危機に対してとの質問をさせていただきます。今年2月の24日にロシアがウクライナへ軍事侵攻を行い、既に100日が経過いたしました。ロシアのウクライナへの侵攻により多くの避難民が発生してございまして、ウクライナの国から国境を越えて避難されている方が数百万人と言われております。その中におきまして日本でも約1,000人を超える方の避難民の受け入れがなされているわけでございます。このようにウクライナの避難民の受け入れなど豊能町として何か支援できるようなことはないのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

ウクライナから避難された方々が文化や生活習慣が異なる大阪府内で安心して滞在していただけるよう、公益財団法人大阪府国際交流財団におきまして、ウクライナ避

難民ワンストップ相談窓口を設置し、ウクライナの方々のための生活、住居、教育、仕事などに関する情報提供、相談に対応していただいているところです。現在のところではウクライナから避難された人々は日本に在住していらっしゃる御親族等を頼っていらっしゃるケースがほとんどのようでございます。大阪府国際課からは現時点で豊能町への該当者はいらっしゃる旨御連絡を受けております。こういった理由に加えまして本町で避難民を受け入れる場合には、例えば言葉の問題であるとか、例えば住むところにおきましても町営住宅の改修であるところから現時点での受入れは行っていないところです。ただ、もしそういった方がいらっしゃいましたら、先ほど申し上げました大阪府の国際交流財団等々と連携いたしまして、何らかの形で支援できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そうですね。部長のほうから答弁ございましたように、受入れとなってくると、大概ニュースで見ている内容でいきますと公営の住宅ですね。そういったところに入っていくというふうなことがほとんどかなと思います。当然家族の方でというような場合であったらその家族のところ避難をされるという場合も当然ございますが、それ以外の場合にはやはり公営住宅なのかなと思います。そういった意味では豊能町の公営住宅というふうな位置づけでいきますと、もしもウクライナの方が豊能町というふうな御希望とかあった場合、公営住宅で受入れはできそうな状況なんですか。どんな状況ですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

公営住宅につきましては、現時点で野間口に公営住宅があるんですけども、例えば仮に今、居住を御希望される方がいらっしゃった場合、改修がやはり必要になってまいります。今日そしたら申込みがあつて例えば明日からとか来週からっていうのはちょっとなかなか難しい状況ですので、もしそういったいわゆるウクライナの避難の方が仮に豊能町にっていうふうな、そういう御要望等ありましたら、例えばですけども空き家バンクを活用いたしまして、そのいわゆる賃貸借住宅を一定部分豊能町で提供するとか、そういった形についても検討してまいりたいと思います。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今、御答弁いただきましたように、公営住宅はあるにはあるけれども改修をしなければならぬというふうなことで、ちょっと困難かなといった意味で、公営住宅は難しいからそういった意味では一般の借家いますか、空き家バンクを通じてそういった場所を提供させていただくような形をとらざるを得ないのかなというふうな御答弁でございましたけども、でも実際空き家はたくさんあるけども、実際その空き家が流通してないというのが根本的にうちの町の課題であるというのは前々から見えておりますけども、実際どうなんですか。空き家バンクでどこか家貸してもいいよみたいなそんな空き家は実際ありそうですか、今現在。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

登録物件があるかということなのですが、昨日現在では町内に貸そうという物件1件とあと売りたい物件1件、あとは土地が三つほどある、その土地ですね、土地だったら三つほどある、その程度のものでございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

そのような状況ですよ。だからやはり本当に豊能町に避難したいなみたいな方いらっしゃるかどうか分からないけれども、そうなったときにはすぐに困った状態になるというのが目に見えた状態かなと思います。そういった意味で、なかなか行政としていろいろとやれること難しいなという部分が今はっきりしたのかなと思います。実はこの豊能町の住民さんの中には、自分のとこの御自宅で避難民を受け入れてもいいよって、そのように言ってくださるような方もいらっしゃいます。すなわち全くいわゆる面識いうかつながりも全くない避難民の方をホームステイいたしますか、そのような形で受け入れるようなことを考えておられるような心の広い住民さんもいらっしゃるんでございます。このように民間の人が避難民を受け入れるようなことはまず可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

今、中川議員のほうからいわゆるホームステイということで受け入れる方がいらっしゃるというようなお話いただきましたけれども、本町といたしましては大阪府や、先ほど申し上げました大阪府国際交流財団O F I Xなどと連携し、やはり言葉の壁という問題もございまして。そういうことで

ので、そういうことも連携しながら避難される方のニーズに応じた支援策を検討していきたいと考えております。ですので直ちに受け入れるかどうかというところはやはりO F I Xと調整をしながらいうことになってまいろうかというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

結局はやはり難しいなと、言葉の壁も当然あるし、住む場所の問題もあるし。どれをとってみても豊能町としては非常にハードルの高い項目になるのかなというふうな気がいたしました。そこで豊能町としてはこの避難民の受入れは現状非常に困難かなというふうな結果でしたので、避難民の受入れとは違う別な国際貢献といいますか、そのような形で次、お話をさせていただきたいと思います。それは食糧支援でございます。ちょっと話変わりますが、私はこの議員になる以前の話になりますけれども、三重県のほうに単身赴任をしていた時期がございました。職場の寮の建物の目の前が田んぼでございまして、この田んぼは当然夏は稲が栽培されてまして、今ぐらいの時期は朝から晩までゲロゲロゲロゲロとカエルがたくさん鳴いておりましたけれども、また冬場は何と麦の栽培をその場所でされておりました。多分私、人生で初めて麦を見たような気がいたします。今、麦の話をさせていただきましたけれども、このたびのこのロシアのウクライナの侵攻によりまして非常に世界的に食糧危機に陥って、小麦などを入手できない。特にアフリカの国々とか、出ているというようなことがニュースでも報道されておって懸念をされております。豊能町のこの水田ですね。たくさん水田ございまして、この水田、夏場は当然

米を作っておられますけども、裏作、冬場に麦を栽培してこの生産物を何とか食糧難に陥る国々の方々へ提供するような、そのような支援活動、国際支援といたしますか、そういったことを豊能町から起こしていったらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問の麦類の裏作についての御質問でしたけども、本町では可能な品種の一つではないかなと考えております。現在、町内においてほとんどその栽培があまりされてないのかなと思っております。このため支援活動を起こすには、まずは生産者である農家さんの意識を徐々に上げていきながら、栽培についての協力が最終的には不可欠になるというところがございますし、すぐに栽培できるものではございませんので相当な期間が必要になるのではないかと考えております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

栽培できないことではないというふうなそんな感じに受け取れましたけど、でも実際栽培するまでにはちょっと時間かかるだろうというふうなことでもございましたので、今現在、実際麦としては栽培をされていないのであれば、今回はこのウクライナのいわゆる侵攻ですね、ロシアの。そのために国際的に食糧難になってる方にお届けするというのは間に合わないかも分かんないけども、もしかしたら別な形で、麦を栽培することによって、それは一つの豊能町の産物としてまたできるものでもあるかも

しれないので、今後、今現在裏作として麦をやっておらないのであれば、そんな形でも今後豊能町の産物として何とか作っていただける、そういったことにもつながると思うので、引き続きちょっと御検討いただければと思います。

そうしましたら次の項目に移らせていただきます。

次に通告書ナンバー1ですね。成年後見制度における後見人への報酬助成の拡充という、そのような項目に移らせていただきます。平成30年の6月でしたかね。私、一般質問でこの成年後見制度のことを取り上げたことがございましたが、今回もこの後見制度について質問させていただきます。認知症とか知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の財産などの権利を守るこの援助者を選んで本人を法的に守る制度、これが成年後見制度でございます。実は国は自治体に対して成年後見制度利用促進基本計画の策定とか、またあとは中核機関ですね。この中核機関といいますのはいわゆるいろいろな部門ですね。裁判所とかいろいろな弁護士関係の方とかあと医療関係、金融関係、当然社会福祉協議会、そういった部門が固まっている、それが中核機関というものでございますけども、国は自治体に対してこのような中核機関の設置等も促しておるようでございますけども、豊能町の状況はいかがなものでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

成年後見制度における権利擁護支援連携地域ネットワークの確立には、弁護士会などの専門職団体や民生委員・児童委員、自

治会、社会福祉協議会、包括支援センター等による協議会を設け、その全体をコーディネートする中核機関を設置する必要があります。この中核機関の設置につきましては、市町村単位または複数の市町村にまたがる区域での設置を検討することとなっております。本町におきましては弁護士会などの専門団体との連携が町単独では現在では難しいということから、中核機関を本町のみで設置することは困難と考えてございまして、今後、広域での設置に向け大阪府の協力調整のもと、近隣の市町村、専門職団体と検討してまいりたいと考えてございます。

なお、お尋ねの成年後見制度利用促進基本計画につきましてなんですが、これも併せて検討してまいります。なお、現在計画の策定はできてございませんが、福祉関係各計画、例えば豊能町の地域福祉計画や障害福祉計画の中にはこの成年後見制度の取組について記載がございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

しっかりとこの中核機関、豊能町単独では難しいけども広域で連携してやっていたらというふうな方針うか考え方が示されましたので、しっかりとこれからも進めていっていただければなど、このように思っております。

次、この成年後見制度を利用するには裁判所に申立てが必要なわけですが、この申立ては本人がする場合もあれば家族が行える、そのような場合もございます。しかし身寄りがないといえますか、御家族がいらっしゃらない、そのような場合には申立てができませんので、そのような場合

には市町村の長が申立てを行えるようになってございます。この町長の申立てによる成年後見制度の利用状況いいますか、それはいかがな状況でしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

本町におけます成年後見制度、町長申立制度、これにつきましては平成16年の4月の1日に要綱を定めまして、同日より施行させていただいております。これまでの町長申立ての実績を申し上げますと、令和元年度には1件、令和3年度には2件ございました。なお、他市町村の状況でございます。令和2年度、大阪府下の10町村の実績だけ申し上げますと、実績が4件の自治体が一つ、2件の自治体が三つ、1件が1自治体、ゼロ件が5自治体でございました。全国の状況を鑑みますと、成年後見制度の申立件数は最高裁判所成年後見関係事件の概要によりますと3万9,809件で対前年比4.3%の増加。その中で市町村申立件数は全体の23.3%を占めてございまして、対前年度比でいきますと4.1%の増加となっております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

他市町村の利用状況なども今説明ございましたけど、それほど多くの数ではないのかなというふうにも思いました。いずれにしても豊能町におきまして令和元年が1件、令和3年2件とおっしゃったかな。たしかこの平成30年のときの私の一般質問をさせていただいたときは、たしか利用状況はゼロ件というふうな回答だったと思っ

ております。そういった意味で少なからず少しはやはり進んでいるな、少しずつやけど進んでいってるのかなと。この成年後見制度そのものを理解されている方が少しずつでも増えていってるのかなというふうな感じはいたしますので、一つ安心したところではございます。しかし実は長崎県の諫早市という地域がございまして、そこでは長崎市長の申立てによって選出された後見人だけではなくて、本人や家族の申立てで選ばれた後見人に対して報酬を助成する、そのような制度をこの諫早市では導入されているようでございます。この市長の申立ての場合、後見人への報酬を助成をすることはできるけども、本人や家族の申立てで選ばれた後見人の場合は報酬助成が対象外となるため無償で支援する、実際その後見人になった方が無償で支援する、そのような場合もあったようでございます。そういったことを防ぐために今回、長崎の諫早市ではこの報酬助成の拡充されておりますけれども、豊能町では導入できそうですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

本町におきましては成年後見制度利用支援事業要綱に基づきまして助成を行ってございます。対象といたしましては、町長申立てを行わせてもらうものうち生活保護を受けていらっしゃる方、またこれに準ずる方については費用負担困難と私どもみなした方につきましては助成を行わせていただいております。町長申立てにつきましても全ての方を助成しているということではございません。全国の対象者の状況も先ほど申し上げましたとおり増加傾向にございますが、助成については慎重な検討はし

なければならないというふうに考えてございます。先ほど議員のほうから御紹介ございました長崎県諫早市でございます。先ほど私のほうが電話をさせていただきまして確認をとらせていただきますと、長崎県内では3例目だということをお聞きしております。対象につきましては住民税が非課税の方につきましては施設ないし居宅にいらっしゃる方に、金額は違いますけど上限を設けながら支援をしているということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

今後、豊能町はどのようになっていくか分かりませんが、事実、実際諫早市ではそのような制度が導入されてる。件数としては3例目というふうな話がございましたけども。今後必要になる可能性もありますので、引き続き豊能町としても検討をしていただければとこのように思います。

そうしましたらまた次の通告書ナンバー2の項目に移らせていただきたいと思います。高齢になりましたら耳が聞こえにくくなりやすいわけでございますね。我が家にも90歳になる両親がいますけれども、テレビの音は非常に大きいですね。また二人の会話を聞いていますと、ええとか、聞こえへんとか、何しゃべってるのかさっぱり分からんとか、そんなやり取りが非常に多いと感じております。やはりそういった我が家の状況を見ますと、どこの御家庭においても高齢者の方ってそんな感じなのかなというふうにも思いました。実は東京都の話になりますけども、東京都の港区におきましては高齢となった方の、いわゆる高齢やから加齢性難聴いいますか、加齢性難聴者に対してのいわゆる補聴器、補聴器の購入

費の助成を実施されているようでございまして、すばらしいなど。何か60歳以上で上限13万7,000円、結構なお金かかるんやなと思いますけども、こういったことを実際にやっている地域がございましたので、豊能町も実施してはどうかなと思うんですけど、いかがなものでございましょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

現在、本町では聴覚に障害をお持ちの方で身体障害者手帳を所持されている方に対して、補装具として補聴器の購入助成事業を実施してございます。補聴器の中にはポケット型、耳かけ型、耳穴型、骨導型など申請者の方の障害の程度や生活の状況に応じた種類のを耳鼻咽喉科の医師の処方箋のもとに、大阪府の判定後、支給をさせていただいてございます。助成費用もそれぞれ種類によって上限額が決まっております。自己負担につきましては非課税世帯では上限額まではございません。課税世帯については上限額の1割となっております。なお、聴覚に障害をお持ちの方の身体障害者手帳の所持者数でございますが、5月末現在89名でございます。そのうち65歳以上が75名、約84%で、うち補聴器購入助成を行われている方は71人、80%となっております。現在、加齢性の難聴のみでは補聴器の購入補助は行ってございません。今後につきましても対象者の増加が見込まれるため、町単独の補助制度ということは難しいかなと現時点では考えてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

障害者の手帳をお持ちの方につきましては、こういった助成制度は現在ありますけども、加齢性難聴の方についてはありませんねという、今、御答弁でございましたけども、やはりお金がかかるので厳しいかなと思います。やはり耳聞こえへんというのはやっぱり非常に、さっきも永谷議員の中で難聴のそういう事例を捉えての話ございましたけども、やはりコミュニケーションをとるのに耳も大事だと思うので、そういった意味ではいわゆる言葉が通じにくい、聞き取りにくいとなるとそんだけコミュニケーションとれない、コミュニケーションがとれないと認知症になったりとか、そんな場合もございますので、今は難しいかも分らんけども、今後もこの加齢性難聴の方への補聴器の購入助成、そういったものも引き続き検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

そうしましたら次にいきますね。先ほどはこの補聴器という内容について質問をさせていただきましたが、次はイヤモールドについて質問をさせていただきたいと思っております。この補聴器といいますのは周囲の音を耳に伝える、そのような器具だと私は解釈しておりますが、この耳に伝わった音が今度耳の外にまた漏れましたら、その漏れた音を今度また補聴器が拾うことになって、結局ハウリング状態かな、そういったものが発生するようでございまして、そのため音が耳の外に漏れないようにするための耳栓ですね。これがイヤモールドであるというふうに私、確認をさせていただいております。実は四国の愛媛県松山市におきましては、聴覚障害者、その方のイヤモールドの購入費の助成を行っているようでございます。先ほども述べましたけども、イヤモールドは耳の形に合わせて作るオーダーメイドの耳栓であります。特に大人の場合だ

ったら耳の形がそう変わることはないでしょうけども、特に子どもさんの場合、足のサイズ、靴のサイズもそうですけども、年々サイズが変わっていく、大きくなっていくと同様に、子どもさんの場合成長の過程で耳がだんだん大きくなっていく、そんなことで作り直す必要がございます。この豊能町におきましてもこのイヤモールドの購入補助、こういったものを実施してはどうでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

本町での聴覚に障害をお持ちの方に対しましての補聴器購入助成事業では、ポケット型、耳かけ型、先ほどございましたレディメイドの耳穴型の補聴器の附属品としてイヤモールドを含んでございます。お子様の場合につきましても、先ほど議員がおっしゃったとおり、発達に合わせて耳の形が変わってまいりますので、合わなくなった場合についてはこの補装具の補助制度につきまして修理という形での交換をさせていただいております。先ほど御紹介のいただきました松山市に、これも先日お問合せをさせていただきましたら、どうも松山市さんの場合は補装具というような取扱いではなく日常生活用具の中で見てるということでしたが、やられてる内容というのは私どもが先ほど申し上げました補装具の、要は修理の事業といたしましてイヤモールドの交換、これも認めさせていただいております。別に年数はあまり関係なく、お子様の成長に合わせてそこは柔軟に取扱いをさせていただいております。これは補装具全般に言えるんですが、特にお子さんの場合、例えば車椅子御使用の方についても体が大き

きくなってきたら作り変えとかが必要になってきてますので、それと同じような考え方で補装具全般、お子様の成長に合わせて修理というような形、場合によっては作り変えという形もございますけれども、その対応をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

御答弁ありがとうございます。いずれにしましてもこの松山市とは形は違うけれども同等の措置はできているだろうというふうな御答弁でございましたので安心をいたしました。これからはしっかりよろしくお願いをしたいと思います。

そうしましたら次の質問の項目に移らせていただきます。次に通告書ナンバー3です。未来のデジタル人材育成のためのプログラミング講座の実施をという、そのような項目に移らせていただきます。資源が豊富な国、日本は資源全然ありませんけども、資源が豊富な国はその資源を海外に売ることによって暮らしていくことができます。もうけることができます。しかし日本のように資源がない国は海外から資源を輸入してその資源に付加価値をつけて海外に売っていくというか、そういうことが必要でありました。この付加価値を生み出す力、これがやはり技術力であろうかと思えます。ゆえに日本は技術立国というふうに呼ばれてまいりました。実はこれからデジタル化がどんどん進んでいこうとしております。学校でもプログラミングの授業が取り入れられております。実はこの愛知県の田原市、田原市では学校のプログラミング学習だけでなく、図書館でプログラミング講座を実施してデジタル人材の育成を行っているそうでございます。豊能町でも参考にしては

どうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

本町の図書館でのプログラミング講座の開催につきましては、図書館内のスペースが余裕がない上に講座の実施にはパソコンやタブレットなどの機器の整備やWi-Fiなどの環境整備も必要となり、現状では図書館で行うことは難しいと思います。本町の図書館の役割としては、デジタル人材の育成という観点から、関連する図書や資料を充実させて提供を行うことが必要と考えています。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

たまたまこの紹介した田原市では図書館でやっておられましたけど、図書館に限らず、やはり何かプログラミングに興味を示される子どもさんも当然出てこようかと思えます。その子どもさんの興味いいますかそれをどんどん深めていってあげる、そのような取組もやはり必要なのかなど。私も小さい頃植物育てたり、花育ててみたり、ときには玉ねぎなんかも植えたことございましたけどね。玉ねぎで伸びてきたところをちょん切ってネギ代わりに、私はちょっと苦手やったので家族に食べてもらいました。そんなこともしたこともございますし、結局そんなんがやはり後々の教養を深めていくきっかけにもなっていたんじゃないかなど、このように思っていますので、そういった意味でこの学校で行うプログラミングの授業そのものは、実際のデジタル人材を作っていくというふうな位置づけではないと。論理思考というか論理的な物事の考え方

ができる、そのような子どもを育成していくというのが主たる目的というふうにしたしか聞いてはございますので、デジタル人材を作っていくためのものではないかもしれないけども、その中で、その授業の中でこれは面白いなみたいなことを思われた子どもさんにどんどんこの知識を深めていただける、そのような場を設けることで、やがて行く末、日本を支えていっていただける技術者になっていく可能性も十分ありますので、そういったことをこれからもしっかりと考え、図書館に限らずそういったことを考えていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お答えいたします。

先ほど図書館では実施は難しいということでしたが、小学校ではプログラミング教育を令和2年度、2020年度から、中学校では令和3年度からプログラミング教育が必須化されています。そこでプログラミング教育に触れる機会はあるかと思えます。ただ、そこで関心を持たれたお子様があるいは書籍に関心をお持ちの場合はまた図書館のほうで図書の充実をさらにリクエストとかをしていただければ充実を図っていけると思っております。また学校でそのようなお子さんが一定関心が多いということでしたら、また学校での取組を、先生を交えていろいろ工夫をしながら充実を検討もできるのかなど思っております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

なかなか回答が、いい回答をいただけま

せんけども。いずれにしてもしっかりと子どもさんのためにも、いい教育をしていただくためにも私はいいなと思うので、これからも引き続き考えていただければと思います。

そうしましたら次の質問に移らせていただきます。次に通告書のナンバー4に移らせていただきます。4番ですね、防災関連についてという項目に移らせていただきます。災害時に下水道ですね。大きな災害が起こったときに下水道の施設が被災すると水洗トイレなどが使用できなくなってしまう。そこで国は自治体の避難所に対して、災害に強い合併処理浄化槽の設置を呼びかけておりまして、この4月に避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン、そういったものにいわゆる合併処理浄化槽の設置というものを盛り込んでおります。豊能町としてはこの見解を受けてどのようにお考えでございましょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

災害時における避難所などのトイレ対策につきましては、避難者の健康管理や衛生対策の上で電気やガス、上水道などとともに重要な課題であると考えています。全国における過去の災害においても、断水であるとか給排水管の損壊によりまして避難所の水洗トイレが使用できなくなり劣悪な衛生状態になったところも多く、トイレ対策の充実というのは重要な課題であると考えております。今回の国のガイドラインの改定によりまして、下水道処理区域内における避難所等への合併浄化槽の設置というのが対策の一つとして盛り込まれました。浄化槽というのは個別処理のために、いわゆる下水道管みたいな長い管渠が不要となっ

ておりまして、例えば地震なんかでそういう管渠が破損した場合、使えない、そういうような観点で見ると災害用のトイレとしては非常に有効であると考えています。ただ一方で、下水道処理区域内におきましては、平時いわゆる災害が起こっていない場合は基本的に下水道処理区域内におきましては公共下水道に放流する必要がございます。したがって、例えば災害が起こったときに切替えのバルブなんかでいわゆる浄化槽に切り替えるという仕組みを作る必要があります。避難所の設置につきましてはそういった浄化槽のふだん平時における維持管理費用であるとか、あとは他の処理方法であるとか設備も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

国のこのガイドラインの変更ございましたけども、いわゆる避難所に対しての合併処理浄化槽の設置という、そのような方針ということで先ほど話しさせてもらいましたけども、実は高山のコミュニティセンターですかね、あそこも避難所であるということをご確認を会議でさせていただいたところでございますけども、このたびこの高山コミュニティセンターの旧幼稚園棟の改修に当たり、合併処理浄化槽の増設を実際計画をされておきまして、予算化もされてございました。思ったんですけども、もしもこの避難所への合併処理浄化槽の設置に国から補助金、そういったものの制度がもしあるのであれば、せっかくの機会やからこの高山コミュニティセンターに増設する合併処理浄化槽、これを国の補助制度を使ってもしできるものだったらやったらどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

現在避難所などにおきまして合併処理浄化槽を設置することに対する国等による直接の補助制度はないというふうに認識しております。ただ、地方債におきましては緊急防災減災事業債というのがございまして、その中の項目に、指定避難所における避難者の生活環境の改善や環境対策に係る事業が対象となっています。その設備の中にはトイレの改修等も含まれておりますので、この合併浄化槽が直接対象になるかどうかというのは、今後、国との協議と申しますか、そういった形で国との協議を進める必要もございしますが、対象となる可能性もあると考えております。ただ、今回、5月の議会におきまして高山コミュニティセンターの整備について予算措置お認めいただいたところなんですけど、今回の整備につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当いたしますので、100%国のお金を使って整備を進めようと考えております。今後こういったケースがもし発生した場合については、こういった地方債、緊急防災減災事業債の活用等も含めて、この合併処理浄化槽の整備について考えていきたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

確かにそうですね。今回のこの合併処理浄化槽、高山のコミュニティセンターの増設、これに関わる費用というのは国のコロナ対応の臨時交付金を充てるということは確かにそうだったんですけども、確かに国は今回この補助は、合併処理浄化槽設置に対する国の補助はないということでしたけども、もしも使えるのであればいわゆる

国の臨時交付金、それを別な形で利用できるんじゃないかなというふうに思いましたので、今このようなお話をさせてもらったわけでございます。いずれにしましても今後どのような災害が起こるか分かりませんので、しっかりと避難所におけるいわゆるトイレ関係ですね。こういった処理しっかりとできるように、これからも検討をしていただければと思っております。

そうしましたら次の項目に移らせていただきます。次に通告書ナンバー5の高齢者の介護予防についての項目に移らせていただきます。高齢者のフレイル予防や健康増進のため、福岡県の小郡市、ここにおきましては高齢者の健康づくり、介護予防ポイント事業というものを実施してございます。高齢者向けの健康づくり行事、こういったものに参加することでポイントが付与されて、たまったポイントは現金と交換できるような仕組みとなっているようでございます。豊能町も高齢化がどんどん進んでいきますけども、このような取組を実施してみてもどうでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

高齢者のフレイル、介護予防事業につきましては各地で様々な取組がなされていることは承知してございます。本町におきましても食事づくりの基礎知識を習得し、自主的に実践していただくことや、脳トレ等の座学と軽運動を組み合わせた講座、また老人福祉センター内での健康教室等々を実施してございます。特に新型コロナウイルスの影響で運動不足となっている高齢者の方々が増えているということの現象がございまして、昨年度は所管がまちづくり創造

課ではございましたけれども、豊能町シニア健康アプリ活用事業といたしまして、65歳以上の高齢者が対象になりましたが、スマートフォンにアプリをダウンロードしていただきまして、ポイントとしてインセンティブを付与させていただいて、最高1万円の商品券をプレゼントするという事業がございました。今後は本町におけますスマートシティ事業における地域通貨の取組におきまして、本部が実施する事業にポイントを導入できるかどうか、また導入した場合の効果も含めて検討してまいりたいと思っております。先ほど議員が御紹介いただきました小郡市のほうなんですけれども、ちょっとホームページを見させていただいた情報といたしましては、これは市が直接実施している事業だけではなく、例えば老人クラブでありますとか関係団体、社会福祉協議会さんが実施しているような団体の参加についてもポイント付与されているということを確認させていただきました。先ほど申し上げましたとおり、まずは私どもが実際実施しているような事業についてを検討していくという形になりますけれども、小郡市さんの取組としては非常に参考になるものかなというふうに考えてございます。あと一つ問題になりますのが、午前中もございましたけれども、やはり高齢者のデジタルデバイドの問題がございますので、皆さんが使ってもらいやすいような形をいかにどうしていくかということも課題であるかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

しっかりと、これからも高齢者の介護予防ということでこのような事業もしつかりとこれからも考えていっていただきたいと

思います。

では時間がまいりましたのでこれで終わらせていただきます。

○議長（管野英美子君）

以上で、中川敦司議員の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

次回は6月8日、午前9時30分より会議を開きます。どうもお疲れさまでした。

散会 午後3時57分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番